

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年10月17日（月）16：30～21：05

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監、山形福島第一原子力発電所事故対策室（原子力安全・保安院）、植田（原子力被災者生活支援チーム）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、相澤取締役副社長、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

<冒頭あいさつ>

○司会

それではただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催します。本日細野大臣は公務のため本日欠席となります。あらかじめご承知おきをお願いしたいと思います。始めに園田大臣政務官から挨拶と、引き続きまして本日の議題であります東京電力福島第一原子力発電所事故の収束にむけた道筋及び原子力被災者への対応に関する当面の取り組みに関しまして、政府の取り組みについて説明します。

<ロードマップについて>

○園田政務官

本日も合同記者会見にお集まりいただきありがとうございます。今司会の方からお話がありましたように、私の方から本日、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋、いわゆるロードマップが策定されましてから本日で3ヶ月目という形になりました。そういう面ではひとつの節目の発表という形になるものでございます。そして、私どもずっとこの間、このステップ2の達成時期につきましてこれまではステップ1終了後の3ヶ月から6ヶ月と、つまりこの10月中旬から来年1月の中旬という形としておりました。で、今回からその年内の達成を目標に定めさせていただいたところでございます。また後ほど東京電力から詳しいお話がございますけれども、私どもといたしましては先般細野大臣あるいは総理も含めて少しでも早く、一日でも早く被災者の皆さま方がご自宅にご帰還されるという形を事故収束という形で作っていかねばならないという形で今般このロードマップにおきましても収束のステップ2の達成の時期を明確に年内という形を定めさせて頂いたところです。目標に

向けて全力で取り組んでいく所存でございます。なお本日までにステップ2の課題につきましては使用済み燃料プールの熱交換器の設置による安定的な冷却の達成に続きまして、水処理システムの拡充による滞留水の全体量を減少させるということが終了しています。さらに余震対策として津波対策の補強が終了しているところです。滞留水については豪雨や水処理システムの長期停止に耐えられるレベルを維持しつつ循環注水冷却を継続していく形を今後も継続してまいりたいと思っています。この循環注水冷却によりまして10月15日の時点の計測値におきましては皆さま方のお手元にも配布させていただいておりますけども、原子炉の圧力容器の底部温度は1号機で74℃、2号機で83℃、3号機は73℃と、いずれも100℃以下に到達しているというのが現状でございます。この格納容器からの放射能物質の放出量も暫定値ではございますが毎時1億Bqと今般評価させていただいているところです。発電所敷地境界の被ばく量は最大でも年間0.2mSvとしておりまして、目標としている年観の1mSvを下回っているということが今般の暫定値における評価で出てきたところでございます。今後この圧力容器、底部温度、そして格納容器からの放射性物質の放出量、及びこれによる被ばく線量を引き続き慎重に評価していくということと、それから本日東京電力から報告ありました中期的安全確保における施設運営計画、これを私ども政府として慎重に評価をしていきたいと考えているところでございまして、その上で今後の冷温停止状態の達成というものを確認していく作業に入ってまいりたいと考えています。加えまして10月末日頃に遮水壁の工事の着手、そして1号機の建屋カバーの設置を予定をいたしておるところでございます。引き続きステップ2の達成に向けて着実に前進をしてまいりたいと思います。それからもうひとつでございますが、原子力被災者支援の対応に関する当面の取り組みのロードマップ、この進捗状況についてもポイントだけ私から申し上げさせて頂きたいと思っております。緊急時避難準備区域の解除も9月30日にさせていただいたところでございます。この後であります、これにつきましては東日本大震災復興対策本部及び関係省庁とも連携させていただきまして、該当の市町村の復旧計画の実現、そして解除された区域における除染を適切に行っていくなどの住民のご帰還に向けての万全の対応を行っていくとされたところでございます。緊急時避難区域における5市町村の要請を踏まえて当該区域の復旧を支援する一貫として、例えば生活道路を中心とした詳細なモニタリングであるとか、あるいは井戸水や河川等などのモニタリングをただいま実施させていただいているところです。そしてそういった被災者の様々なご要望が各地域においてもございますので、そういったご要望にも常時かつ速やかに応じるため東日本大震災復興対策本部、ここに設置された原発事故市町村復興支援チームが市町村との意見交換、これをただいま行わせて頂いている

ところでございます。それから避難者へのご支援ですが、一時立ち入りの実施といたしましては二巡目の立ち入りが今実施されているところです。これは9月19日から行っているところでございます。10月14日時点でございますが5,435世帯、12,448人目の方が今その立ち入りを行って頂いているということでございます。それから本格的な除染に向けての取り組みといたしましては福島県及び福島県の近隣県におきまして除染に関する緊急実施方針及び放射性物質の対処、特措法に関する説明会の実施をさせていただいております。市町村の除染計画、策定支援のため市町村への訪問、あるいは専門家の派遣等の開始をさせていただいたところでございます。そしてモニタリングの実施と公表でございますが、先ほど申し上げましたけれども様々なご要望がありますのでそこに適切に対応してまいりたいということで、それぞれ詳細な実施をさせていただいているところです。それから長期的な健康管理という形で福島県民約36万人、18歳以下の方ですが、を対象といたしました甲状腺検査を10月9日から開始させていただいたところです。今後順次検査を行わせて頂くという形を取ってまいりたいというふうに思っています。また、全県民、福島県民約200万人を対象にした被ばく線量の把握については県を中心にして今引き続き実施させて頂いている状況です。私からは以上です。

○司会

続いて東京電力相澤社長から説明いたします。

○東京電力

東京電力原子力・立地本部長の相澤です。まず当社福島第一原子力発電所の事故により発電所周辺の皆さま、福島県民の皆さま、さらに国民の皆ように大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことに改めて心よりお詫び申し上げます。現在、私どもはステップ2の年内目標達成に向けて全力を挙げて取り組んでいるところですが、私からはこの1ヶ月間で実施した対策の進捗状況を中心にご説明させていただきます。お手元の資料1『東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋、進捗状況のポイント』という資料をご覧ください。まず基本的な考え方についてですが、これは変更はございません。次に目標達成時期等でございますが、ステップ2の年内目標達成に向けて8月に目標を達成した課題2燃料プールに続きまして、課題3滞留水、課題7津波補強他についても、ステップ2における目標を今回新たに達成しております。滞留水につきましては豪雨や水処理装置の長期停止があった場合でも海洋への放り出しが相当程度低減出来るレベルにまで水位が減少しておりますが、この水位を維持しつつ冷温停止状態達成に向けて循環注水冷却を継続してまいります。

また、圧力容器底部の温度はグラフでお示ししておりますとおり、今回初めて1から3号機全てで100℃以下となっております。さらに格納容器から放出される放射性物質の放出量について今回改めて評価を実施し、現在の放出量は毎時約1億Bqと評価いたしました。これによる敷地境界における被ばく線量は暫定値ではございますが最大でも年間0.2mSvとなります。今後、冷温停止状態の達成に向けて圧力容器底部の温度、格納容器からの放射能物質の放出量、及びこれによる被ばく線量の低減に引き続きつとめ、継続的に評価してまいります。加えまして中期的安全確保の考え方に基づく報告書については、本日原子力安全保安院にご報告申し上げたところですが、中期的な安全確保について評価いただき、ご指導賜りながら今後も一層の安全確認に努めてまいります。またステップ2の完了までに行う予定でございました遮水壁の工事の着手及び1号機の原子炉建屋カバーの工事完了については、月末を目途に進めております。次に至近の1ヶ月で実施した作業、そして今後の取り組みについて概略をご報告させていただきます。課題1原子炉であります、現在冷温停止状態達成に向けて注水を実施中であります。圧力容器底部の温度ですが1号機につづき、今回は2号、3号機においてもコアスプレーシステムからの給水を加えることにより100℃以下に安定しております。現在の注水量ですが10月17日時点で1号機は毎時約3.7m³、2号機は注水ライン、コアスプレー系の2つの注水ラインで毎時約10.4m³、3号機の2つの注水ラインから毎時約10.2m³にて注水を行っております。今後も冷温停止状態達成に向けて注水を継続し1から3号機全てにおいて100℃以下で安定させてまいりたいと思っております。課題3滞留水ですが、前回の道筋会見で滞留水の水位を豪雨や水処理装置の長期停止にも耐えられるレベルを目標としてOP3,000、つまり小名浜湾の平均潮位から3,000ミリを達成しておりますが、この当面の目標水位を維持出来るレベルで水処理を継続してまいります。なお、滞留水の処理実績は10月13日時点で累計約12万8,140トンとなっております。また、蒸発濃縮装置の増強工事を10月9日に完了し、一層安定した原子炉注水が可能となっております。続きまして、課題4地下水ですが、遮水壁の基本設計は8月31日に完成しており、今月末までに現地での工事に着手する予定でございます。次に課題5大気、土壌ですが、1号機の原子炉建屋カバーにつきましては9月9日には鉄骨の建て方を完了し、現在カバーの設置工事を行っております。さら10月14日カバー自体の設置が終了し、10月末までには設置工事を完了する予定でございます。また3、4号機につきましてはカバーの設置に備えて原子炉建屋上部のがれき撤去を行う方針としていたしましたが、前回の道筋会見時点で着手していた3号機につづき、4号機につきましても9月21日から工事を開始しております。さらに格納容器ガス管理システムについてですが、これは格納容器から漏えいする放射性物質の放射量、放出量

を低減するために格納容器への窒素充填量と同程度のガス量を抽出管理して格納容器内の圧力を大気圧程度にする装置でございますが、全号機とも工事を開始しております。続きまして課題6測定・低減・公表でございますが、格納容器から現時点で放出されている放射性物質の放出量について評価をしております。今回の評価で1、2号機に加え3号機についても放出源に近い原子炉建屋上部において空気中の放射性物質濃度の測定結果から放出量評価を実施いたしました。また、前回と同様に海面からの再浮遊分が少ないと考えられる海上でのダスト濃度測定結果からも放出量を評価しております。この結果、1から3号機の格納容器からの現在の放出量は、合計で毎時約1億Bqと評価いたしました。これは事故時に比べ約800万分の1に減少しております。この放出量に基づく敷地境界での年間被ばく線量は暫定値ではありますが最大で年間約0.2mSvであり、これは目標とする年間1mSvより低い値となっております。今後一層の線量低減につとめるとともに、空気中の放射性物質濃度の測定評価等を継続実施して、線量の低減傾向を把握してまいります。また、当社としましては内閣府、文部科学省のご指導のもとモニタリングを実施し、効率的な除染に資する情報を引き続き収集するとともにこれらの成果や当社の保有する放射線管理に関する知見等を用いて国や市町村とご相談させていただきながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。次に課題9放射線管理・医療についてですが、作業員の健康管理の充実を図っております。具体的にはホールボディカウンタの増設を行い、現在は12台となっておりますが、これらを活用して月に1回、作業員の内部被ばく測定を実施しています。最後に中期的課題への対応として、今月初めに示された原子力安全保安院の中期的安全確保の考え方にしながら、既にご報告申し上げましたとおり、本日循環注水冷却システムに関わる設備の運用計画及び安全性の評価の結果につきまして報告を実施しております。私からは以上でございます。

○司会

続きまして原子力安全保安院より補足説明がございます。

○原子力安全・保安院

原子力安全保安院の森山でございます。一点お知らせがございます。緊急作業に従事する放射線従事者の被ばくの限度でございますが、被ばく限度につきましては、現在100mSvから250mSvに引き上げられております。本件につきましては、先週厚生労働省から、今後新たに作業を始める作業員から特にやむを得ない緊急の作業を除き、100mSvに引き下げる検討を行う旨の公表がありました。具体的には、新規採用者につきましては、原子炉施設の安定のために

必要不可欠な作業、具体的には冷却装置ですとか、汚水処理装置の維持機能などでございますけども、こういったことに関わります不測の事態に急応に対応する場合には、従来どおり被ばく限度については 250 ミリを適用いたしますが、それ以外については 100mS v とするという内容でございます。本件につきまして、早ければ本日から厚生労働省、それから保安院におきましても告示で定めておりますので、経済産業省のホームページで、細かい変更内容についてのパブリックコメントを求めるためのホームページ掲載がございますのでお知らせいたします。具体的な内容につきましては、まだホームページ掲載は終わっておりませんが、早ければ本日もホームページ掲載を行いますのでご覧いただければと思います。以上でございます。

<質疑応答>

○司会

それでは質疑に入らせていただきたいと思います。最初に又お願いがございます。前々回からお願いしておりますけれども、なかなか質問が回ってこない、あるいはこれだけ聞いて次の予定があるんだけれどもという声も結構いただいておりますので、出来るだけ最初の質問をスムーズに、皆さんに機会を回させていただくという意味で、前々回から最初の質問を3つの質問に止めていただけないかという、これはお願いをさせていただいてるところでございます。これはあくまでも目安でございますけれども、出来るだけ早く皆さんに最初の質問をしていただくということでございますので、是非ともご理解をいただければというふうに思います。そういう意味でいいますと、回答側につきましても出来るだけ簡潔に分かり易く説明をしていただくようお願いをしていきたいというふうに思います。また質問の際には、所属とお名前を名乗っていただくとともに、誰に対する質問であるかを明確にさせていただくようお願いしたいと思います。今日は工程表の話でございますので、まず最初は工程表に関するご質問を優先的に受け付けたいというふうに思います。それではご質問。

○その他・不明

途中で退出される方はいるのですか。

○司会

そういう方もいらっしゃると思うので、出来るだけ最初の質問は。こちらのメンバーですか。今日はおりません。というか私は伺っておりません。それではご質問を受けたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。では後ろの男性の方、それと前の男性の方、二人続けてお願いします。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です、よろしく申し上げます。東京電力に申し上げます。大気放射性物質の放出量について3点申し上げます。まず第一点は、今回1億Bqということなんですけれども、毎時ですね。今回の測定方法は前回と同じでしょうか。また測定の精度については、どう考えていらっしゃるのでしょうか。これが第一点です。第二点としまして、前回と比較して、半分になった理由はなんのでしょうか。これが第二点目です。第三点目ですが、前は最大で2億Bqとなっていたような気がするんですけども、今回最大という文字が無いんですが、この点はいかがでしょうか。また西門のダストサンプリング結果はどうなっておりますでしょうか。以上3点です、申し上げます。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、まず測定の方法については同じでございます。二とおりの測定の仕方を行っておりますが一つは原子炉建屋上部のダストの濃度から測定をいたしております。こちらは資料1に書いてございまして、1号機で0.4億Bq/h、それから2号機で0.1、3号機で0.4億Bq/hというような測定結果になっております。それから二とおりの目は沖合いの2キロのダストの濃度から放出量を測定するというところで、これは海の上でございまして、再飛散の可能性が小さいということで測定しておりますが、こちらの方は多少バラツキがございまして、大きい値として0.7億Bq/hということで評価いたしております。精度に関しましては、前回の3号機の場合ですと評価中というふうになっておりましたし、その件については3号機の方が今回加わったということと、1号機、2号機、3号機に関しましては、これまでも測定を継続しておりますので、その分精度としては、同等以上のものが上がっているのではないかと考えております。それから前回と比較いたしまして約半分という状況でございまして、一番大きなのは、やはり原子炉が冷えてきている点ではないかと考えております。格納容器を経由いたしまして、建屋上部、直上部での放射性物質の放出量、そのものが減っておりますし、以前見られておりました2号機3号機ではオペフロのところで、湯気が見えておりましたけれども、そういったものが目に見えて減ってきておりますので、そういった要因ではないかと考えております。それから西門のところの測定値でございますが、こちらは最近とみに検出限界未満という状況が続いておりますので、値そのものは評価していませんけれども、現在の時々検出される2かけの10のマイナス7乗Bq/cm³という濃度から算出した

しますと、2,000万Bq/hというような状況でございます。したがって西門での濃度ということで考えますと、かなり低い値ということになりますので、現時点では私どもは、この海の測定結果と、建屋上空での測定結果の方が信用できるのではないかと考えております。それから前回9月20日の公表の際には、3号機のところがまだ評価中ございましたので最大というふうな書き方をさせていただきましたので、今回は1、2、3号機とも、これ足し算いたしますと毎時0.9億Bqでございますので、全体の評価としては、約1億Bqという形で今回は評価させていただきました。

Q：平均でということで、そういう理解で宜しいということですね。

A：（東電）平均でというよりも、大きめに見積もっても1億Bq程度だろうというふうに思っております。

Q：ただ今回は敢えて、今、おっしゃった理由で最大でという表現はしていないという。

A：（東電）はい、そうです。

○日本インターネット新聞社 田中

Q：日本インターネット新聞社の田中龍作と申します。園田政務官に2問お伺いいたします。一つは冒頭に政務官ステップ2の年内収束に向けて着実に歩みを進めているとおっしゃいましたが、その根拠はなんでしょうか。もう一つが、遮水壁の工事ですが、これは国がどれぐらい費用の面倒をみるのでしょうか。以上二つです。

A：（園田政務官）ステップ2への歩みといたしまして着実に進んでいく、その根拠ということでございます。今日、発表させていただきましたけれども、先ず滞留水の部分も着実にOP3000を切る形までできました。そして又、圧力容器の底部ヘッドの部分も前回は、2号機はまだ100℃切るか切らないかというところでもございましたけれども、この1カ月でも着実に減ってきてまして、本日の時点におきまして2号機は83℃という形で、着実にこの部分も減ってきているということが言えるのではないかと考えておるところでございます。そういった面で歩みといたしましては、相対的に確実に対策としては進ませてもらっているということと、また今、お話しがありましたけれども放出量といたしましても、前回は2億Bqでございました。今回は

1億Bqということで、評価をしっかりと、評価の地点もより多くとっていくというような形で、数値的にも確実に確定的な数値というものが少しずつ出てきているのではないかというふうに評価をさせていただいてるところでございまして、そういった面では敷地境界のところでも、追加的に0.2mSvというところまでいくなれば、対策としては講じられてるというふうに申し上げてまいりました。それから遮水壁のお金といいますか、財政的な部分でございまして、これについては、今、東電がやっているということでございまして。したがって国として何かその個別な案件についてお金をどうこうするという事は、何か対策の中に入っているということではありません。

Q：まず遮水壁は、びた一文面倒みないということによろしいんですか。

A：（園田政務官）遮水壁という、一つの事柄に対しまして、何か国が。

Q：遮水壁の設置工事ですね。

A：（園田政務官）そういった個別のことについて、何か行くと、国側から何か行うということとはございません。

Q：それとですね、今、政務官、放出量、滞留水、それから圧力容器の温度のデータを根拠に上げて、収束に向かっているとおっしゃってましたが、このデータそのものは、どこからのデータですか。政府でお調べになったんですか、違うでしょ、これ東電のデータでしょ。東電のデータを元に言ってるだけじゃないですか。

A：（園田政務官）当然、東電が様々な形で測って、そしてそれを提示していただいて、保安院がそれを厳密に評価をしているという状況でございまして。

Q：それって、原発は安全だ、安全だと東電が言ったのを、政府が鵜呑みにしてたのと同じじゃないですか。それと事故初日から、初日の晩からメルトダウンは起きてる可能性があるとして、東電から連絡がいったにも関わらず、ずっと東電はこの記者会見で2カ月近くずっと隠してたんですよ。その東電が言ったからといって、これ普通、国民は信じてませんよ。東電のデータというのを鵜呑みにする政府というのを信じてませんよ。僕らも信じてない。だから、もっと明確な根拠をお示してください。

A：（保安院）保安院の方からお答えいたします。まず温度につきましては当然測定器は東京電力が所有している発電所の中に置かれている既存の温度計を使っておりますけれども、それにつきましてはここに書いてあるものだけを見ているものではありませんでして、何十箇所の温度を見ながら全体の傾向も把握し、こういう評価というのは妥当だろうというふうに思っております。また、放射性物質の放出量につきましても保安院の方から直接従来のやり方では問題があるということで、方法を提案したりしながらまたその結果もまた我々の方で全てチェックをしております。技術的なチェックはしております。それともう1点水位の方でございまして、水位につきましてもこれはごまかしようのない数字だと思いますけれども、我々の方で日々の水位のチェックもしておりますし、その間の整合性というのを見ております。以上です。

Q：じゃあ計器そのものを見たんですか。計器そのものの写真だとか見たんですか。

A：（保安院）見ております。現場で保安院の職員が水位計ですがそういうものであれば見れますし、他の計器であれば、他の機械ですけれどもそういうものでメーターというものは直接見れる状況になっております。

Q：園田政務官にお伺いしますが、政府が測定することはできないんですか。以前からもフリーのジャーナリストが随分質問してますが、東電任せじゃなくて、例えば政府でも第三者でもいいです。それが数字を測定するってことはできないんですか。

A：（園田政務官）当然、ご案内からもしれませんが、保安院から検査官が入っております。当然現地の重要免震棟の中にも保安院をはじめ、私ども政府の人間が入っておりますので、そういった点ではその計器についてもきちっとチェックをさせていただいているという状況でございまして。

Q：保安院はずっと事故隠し、東電のトラブル隠しを一緒にやってきたんですよ。お仲間がやってて信じられますか。日本相撲協会が内部で調査し合うというのと一緒ですよ。誰も信用しませんよ。

A：（園田政務官）大変恐縮でございまして、かつて事故当初は様々なことがあってなかなか正確に国民の皆さん方にこうしてお伝えをすることがで

きなかったのかもしれませんが。場合によってはそういったところがあったのかもしれませんが。でも現在はそういう状況ではないのでございますし、当然ながら私ども一つ一つチェックをさせていただきながら、そして確認が取れたものをしっかりと国民の皆さん方にこうしてお伝えをさせていただいておりますので、もしここで仮に何か嘘があったり、あるいはごまかしがあったりというようなことがあれば、当然後々そういったことも私も含めて責任問題が生ずるといふふうに考えております。したがって、今はそういったことが絶対にないように私どもも目を光らせているという状況でございます。

<東電からの被ばくに関する説明>

○司会

ここで東京電力の方から飛び込みの情報がございましたので説明をしております。

○東京電力

被ばくに関する情報がございましたので取り急ぎご連絡させていただきます。まず福島第一でございますが、当社の社員1名が汚染検査で口の周りに汚染があるということが確認されましたので、内部取り込みの有無を確認するためにホールボディカウンタによる測定を実施いたします。作業といたしましては1号機の炉心注入系の多様化の確認作業を行っていた当社社員1名でございます。第二原子力発電所での汚染検査を行っていた際、16時03分頃汚染が確認されたということでJヴィレッジの方でホールボディカウンタを受検いたします。なお、詳しい状況等につきましては後ほど情報が入り次第ご連絡させていただきます。それからもう1件は、第二原子力発電所の作業員の方でございますが、こちらは計画線量0.9mSvのところ、4号機の格納容器内の清掃作業をされていた協力企業の作業員の方が、計画を超える被ばく線量ということで1.58mSvの被ばくがあったということでございます。こちらは本日の午後2時50分に確認が終わっております。こちらに関しましては、1mSvを超える作業に関しましては、労働基準監督署の方に届出を行う必要がございますけれども、第二の発電所では今回計画線量が0.9でございましたので、届出がなかったということでございます。状況等については今後確認させていただきたいというふうに思っております。以上2件取り急ぎご連絡させていただきました。それから、先ほどニコニコ動画の七尾さんの最大という表現のお話ございましたけれども、そのところの表現は9月20日も10月17日も表現としては変えておりません。資料1を見ていただきますと、放出量の最大値は1から3号機で合計1億Bq、9月20日の段階では合計2億Bqということで記載させていただ

いておりますが、ちょっと私の方が勘違いでご説明させていただきました。申し訳ございませんでした。

<質疑応答継続>

○司会

それでは質疑を続けさせていただきたいと思います。ご質問のある方。ではそちらの男性の方、2番の方、続けてお願いします。

○NHK 花田

Q：NHKの花田と申しますが、園田政務官に3点伺わせてください。今回の工程表の見直しで、ステップ2の達成時期の目標が年内となったんですがその関連で伺わせてください。今回ステップ2の目標を前倒しされたわけなんですけれども、併せて今まで計画区域と計画的避難区域の見直しの検討というのもステップ2の終了後に行うというふうな理解だったんですが、その警戒区域と計画的避難区域の範囲の見直し、これも同じように前倒しするのかというのが1点目です。その認識を伺わせてください。2点目が計画的避難区域と警戒区域をどう分けて見ればいいのかということなんですけど、警戒区域は例えばステップ2が終了しないと範囲は見直さないと、計画的避難区域は除染の進み方を見てステップ2の終了前でも見直すと、そういったことがあるのかというのを伺わせてください。あと3点目が、計画的避難区域は特に除染というのがこれから大きく問題になると思うんですけど、基本的に警戒区域と計画的避難区域とも国が除染するという方針だと思うんですけど、まずいつから行うかとかどのように行うかという計画までは示されていないと思うんですけど、こういった検討状況をいつぐらいに示させるお考えなのかというのを伺わせてください。以上3点です。

A：（園田政務官）まず、ステップ2が終了したのちの区域の見直しがどういう形で行われるかというご質問だったと思います。そういった面ではまだステップ2が終了、年内というふうに目標を定めさせていただいておりますので、まずは私どもこの統合対策室としてはそのステップ2の終了を目標に、このオンサイトの状況を事故収束に向けて行っていくというところにつきるだろうというふうに思っております。その後につきましては、区域の見直しについては、大変恐縮でございますけれども、原災本部でそのステップ2の進み具合を見ながら徐々に検討が始まっていくのではないかとというふうに思っておりますが、今の段階で私からその原災本部の動きというものは何かあるということは知れておらないということだけお伝えをさせていただきたいと思

います。それから警戒区域とそれから計画的避難準備区域がどういう形で、段取りで見直されていくのかというその関連性でありますけれども、それも大変恐縮でございますけれども、今後の原災本部での検討という形になっていくものではないかというふうに思っております。今の現時点で何かこの部分について話が進んでいるのかということに対しましては、申し訳ございませんが私の知れてる状況ではないということをお願いさせていただきます。それから除染についても、大変申し訳ございません、ちょっと私手元に資料がございませんので、これについても今お答えは確認をさせていただきたいと思っております。

Q：分かりました。3点目の除染の方はちょっとご確認いただければと思うんですが、一番初めの質問で伺わせていただいたステップ2の前倒しと、今のお話だと避難区域のリンクがあまり今のところわからないということですけど、ステップ2の終了に併せてそれも前倒しで検討するかどうかということも今のところわからないということなんでしょうか。

A：（園田政務官）何か原災本部でそういった方針が検討されてるとするのは聞いておりません。

Q：それではそういったところも含めて、今後こういった時期に避難区域の方を見直していくかというのを検討していくのは、ステップ2の終わり方を見ながら検討していくというのが今の段階ということでしょうか。

A：（園田政務官）原災本部からすれば恐らくそのようになっていくのではないかという推測は成り立ちます。ただ今回私どものこの記者会見における立場といたしましては、原子力発電所の事故、これを収束をさせていくところ、そしてステップ2の目標であるところの年内を達成すべく全力を尽くすということに尽きるというふうに思っております。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。副社長に伺いますが、この遮水壁の工事ですが、以前松本さんからこれは1,000億オーダーのお金がかかるというふうに私は伺った記憶がありますが、具体的な設計も終わった段階でこの受発注ですね、どこの事業、鹿島建設ですとかゼネコン、これはどこが受注してどれぐらいの事業規模なのかということをお知らせするものでしたら概数でいいから明かしていただきたい。それからこの海域というのは途方もないがれきと

いうんですか、危ないがれきのようなものがあるような状況なのかどうか、つまりその防護服を着てかなり危ない仕事、内部工事になるのかどうかということもできれば伺いたい。

その上でやっぱりこの問題ってその世界に対する海洋汚染ということで最優先で細野さんがやられるというふうに私は伺ってますので、お金は東電が出すのかもしれませんが、政府がやっぱり裏保障じゃないですけど、本質的にこれはバックアップするということ業で、その進捗状況も公表していくようなものじゃないかと思うんですが、お金は東電だということという東電は既に経営的にかなり厳しいわけですから、先ほどのような質問が出ると思うんですが、その辺は園田さんに伺いたい。

最後にこれは、私、実はこの機会にいつも伺ってるんですが、震災から7ヶ月経りましたが、福島原発で我が国はどれほどの損失を被ったのか、それが10兆円規模なのか20兆円規模なのか更なるものなのか、概数でいいですけどやはりそろそろそれを出すべきだと思います。それはやはり最終的に電気料金なのか復興債なのか分かりませんが、国民の負担になるわけですから、既にこの間、調査委員会の方から東電の賠償ってのは4兆から5兆で、廃炉と除染は入ってないですとか、既にかなりのところが出てるわけです。海外メディアの人になんでこの数字が出ないのかと聞かれるんですけど、なかなか返事ができないんですけど、結局その数字を出したくないという人たちが政府の中にいるんじゃないかと、あるいは海外の人から見たらこの事故は途方もない事故だから、いくらお金がかかるかわかんないと、そういうふうに見えるんですね。だから被害の全体像をやはり示して、それにどのぐらいのお金がかかるのかというのを示してやっていかないと、お金も人も逐次投入になっていくとしか見えないんですけど、なぜ政府は総額、一体この国は損したということについてある程度の概数が出ないのか、これは是非園田さんに工程表の機会なので伺いたいと思います。

A : (東電) それでは1点目のご質問にお答えいたします。1,000億という数字が今、ご発言がありましたが、そういう数字は我々は認識してございません。それからどのくらいかかるのかということにつきましては、今後の契約ということもありますし、また私契約ということもありますので、コメントは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

それから工事につきましては、これはタイベックを着てやります。海側並びに陸側からの両方の工事になります。通常は構内で行われている工事のレベルと言いましょか、甚だしく違うという工事にはなりません。以上でございます。

Q：今の工事ですと、どれぐらいのものを作るかというか、全くお金がいくらかわからないで、それでいわゆるこの間、調査委員会があったわけですけど、少なくともこの会見前のことで見ましたら松本さんは1,000億ぐらいかかるかもしれないとおっしゃってたのは私はここで聞いてるんですけどね。そうじゃないんだったら500億はかからないとか、最低でも今どれぐらいの事業規模になるかというのは当然言うべきじゃないでしょうかね。それは何か契約上の秘密なんですか。

A：（東電）松本からお答えさせていただきますけれども、私がこの右側の遮水壁に関しまして費用に関して言及したことはございません。こちらに関しましては今後契約上の問題がございますので、金額そのものはお答えは差し控えさせていただきますと思います。

Q：今の東電の財務状況から見て全く些細な工事だということなんですね。要するに数百億ということでもないということですか。

A：（東電）こちらに関しましては、いわゆる第一四半期の決算の中から引き当てが可能というふうを考えております。

A：（園田政務官）その遮水壁に関して今東電からもご説明がありましたけれども、私どもとしてはまずその技術的なチェックをこの間設計の段階においては国としてちゃんとチェックをさせていただきました。したがって、それがしっかりとできていると、状況を私ども国がチェックをするというのは私どもの勤めであろうというふうに思っておりますので、何か財政的な支援というものを国が今この遮水壁に関して個別に考えているということとはございません。それから、3点目の事故による総額ということもございますけれども、ご案内のとおりこれから本格的な除染というところもあります。それからその仮置き場でありますとか、あるいは中間貯蔵施設等々もございます。様々な形で国が今後考えていかなければいけない対策というものはまだまだ不透明な部分がございます。したがって今この現段階でいくらかかっているかということもございます。お答えはさせていただきますことでもございますけれども、これから総額どこまでいくのかというふうに聞かれますと、今の現段階でどれだけというものの規模をお示しすることは大変難しい状況かなというふうにはお答えさせていただきますと思います。

Q：前もこれは申し上げたんですけど、震災については4月に政府は16から24

という数字を出しました。6月には16.9兆ということで出してるんですね。7ヶ月経って別に廃炉の費用がどうだとか10年後にどうかかるって言うんじゃないですよ。ここ3年ぐらいでどれぐらいかかるんでしょう。そういうのは結局国民の負担になるわけですから、3年でどれぐらいかかるかということは言えないんですかね。そういうことも全くわからないほどこの事故というのは難しい事故なんですか。もうほとんど手の打ちようのない事故なんですか。

A：(園田政務官) 3年ということのを区切ってらっしゃいましたけれども、そういう意味では今環境省で除染、来年度の予算も含めて、23年度の補正とそれから24年度、25年度という形でこの計画を立てていただいているというふうに聞いております。その計画が恐らく今月中にはお出しするというところでございます。そのロードマップに従いまして今後財政的な部分がそこに付随して出てくるわけでございますので、そこでは一定の額をお示しができるんじゃないかというふうに思います。

Q：事故というのを政府という立場でやろうとした場合は、全体がどうなっていてその分をどういうふうにやっていくのかというふうに普通考えると思うんですけど、マクロの地図がないんですねこれ。いくらお金がかかるかと、昨日除染のことを申し上げますと細野さんは福島で1兆円超えると言ってるんですよ。1兆円ってどういうことかということだと福島の県民200万ですよ。1人50万ですよ。額が出ればそれなりにどういうことになってるのかということが分かるんですけど、その除染の1兆円という額が全体の中でどれぐらいの大きさになるかということもわからない、要するに逐次投入でやってるとしか見えないんですよ。だからおっしゃるならば3年、5年、10年とかけてやはりその辺の数字を出してそういう議論のもとでやっぱりエネルギー政策って議論しないと前に進まないと思うんですけどね。もう既にその数字を出すだけの条件というか情報はあるんじゃないでしょうかね。

A：(園田政務官) まだ国会に提出をしておりませんので、そういう面では詳細な数値というのは出ていないというふうに承知はいたしております。それで三次補正だけに限定させて申し上げますれば、今報道でも出ているようでありませうけれども、28日には国会に提出するというふうに聞いております。

○東京新聞 加藤

Q：東京新聞、加藤です。園田さんに1点。冷温停止状態、年内に達成という

ことですが、具体的にあとどういう条件が揃ったら達成したと言えるのか教えてください。

A：(園田政務官) 冷温停止状態ということでございましたら、ご案内のとおりまず温度がおおむね 100℃以下というのは、これは既に出来ているという状況の評価が出来るのかなというふうに思います。それから、もう一つの条件といたしましてはですね、格納容器からの放射性物質の放出、これを管理をすると、そして追加的な放出による放出被ばく線量を大幅に抑制をすると、この二つの条件がございます。もうご案内のとおり、中期的な安全の確保も含めてですね、今施設運用計画を東電が出してくるということもございませぬけれども、一つにはやはり放出量の測定、この部分がですね、確実なものにしていくというのは挙げられるのではないかなというふうに思っております。

Q：では、すいません。測定を確実にということは、今やっている測定よりもさらに何か別のやり方で測定するようにするとか、そういう事なんですか。

A：(園田政務官) 今までもですけども、暫定値という形で発表をさせていただいております。したがって、これが確定値という形を保安院を含め厳正にチェックをしていくというところは私どもの努めであろうというふうに思っております。

Q：すいません。ではちょっと技術的なところで、東電さんか保安院さんに、その確定値と言うのはどうやったら出るものなんですか。

A：(保安院) 確定値についてでございますが、前月 3号機は再評価中というような形で数字は出しておりませんでした。今月のものについては、3号機 0.4 億 Bq/h というふうに数字を出しておりますけれども、こここのところ保安院としてはもう一段正確に確認をしていきたいというふうに思っております。3号機部分だけ残っております。

Q：すると、今、冷温停止状態のステップで残っているものって、3号機の評価をちゃんとすると、それだけでということなんですか。

A：(保安院) 3号機の放出量を評価するということに加えて、この温度と放出量、その2条件を維持するために、この 10 月 17 日一瞬そういう数字を

満足してても駄目ということでございまして、この2条件を中期的に維持できるのかどうか、中期的安全確保といふに我々は呼んでおりますけれども、循環注水冷却システムの中期的安全確保、今後3年程度の間でございましてけれども、事故や故障又は地震などが起こってもですね、この状況を維持できるのかどうか、そういうところを慎重に評価していきたいというふうに考えております。

○NHK 横川

Q：NHKの横川と申します。今の質問と関連しながら園田さんとそれから保安院に質問させていただきます。ステップ2とですね、冷温停止状態の関連性なんですけれども。ステップ2の目標達成のいろいろ条件を見ていくとですね、大体その残っているところで言いますと、海洋の汚染拡大防止ですとか、飛散抑制といった継続的にやって行くものが多いと思うんですが、そういった意味で冷温停止状態になれば基本的にはステップ2が達成できたというふうに解釈して良いのかどうかということの一つ、まずその1点です。

Q：あと保安院の方に確認をしたいのですが、恐らく冷温停止状態を判断するのに今おっしゃったように安定的な状態を保てるかどうかと言うのが一つのポイントになると思うんですが、これ今日提出された計画を見ながら見ていくということになると思うんですが、どんくらのスケジュール感で見ていくのかということと、例えば専門家の意見も含めたどういったプロセスを経てこれを評価していく予定でいるのかということを確認させていただきます。

Q：あとですね、これは園田さんにお伺いしたいんですけども。炉の安定性というものを考える時に、この冷温停止状態が当然必要になると思うんですが、一方で今条件となっているのが、原子炉の100℃以下と言うのが条件になっていると思うんですが、一方で燃料について見ますとですね、現状温度で測れるところって言うのが圧力容器の外のところ、格納容器の下の部分にも燃料が一定量落ちているというふうに考えられるわけですが、その所の温度とか状態というのはまだ全然分かっていない状況になると思うんですが、そのそういうデータが全くない条件の中で、冷温停止状態になるから炉は安定ですよというふうに言っているのかということについて、園田さん若しくは保安院はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

A：(園田政務官) まず一点目でございますけれども、冷温停止状態がきちんと厳正的に確認をさせていただくということが私どもの評価でございますけれども。これがなされればですね、大方ステップ2の状況からすると、この冷温停止状態が特に重要な位置づけに私どもは付せさせていただいております。

たので、言うならば他の条件がどういう形になっているかということも含めて今後ステップ2についてはですね、評価をしていく必要があると思っております。他の材料としてはどういう事が掲げられるかということでございますけれども、使用済み燃料プール、これは既に終わっている状況でございますけれども、熱交換器の設置、安定的な冷却の達成ということもステップ2の目標の中に入っているというふうに考えていただければと思います。それから滞留水、これについても水処理施設の拡充によって全体量を減少させていくということも目標に掲げさせていただいておりますので、これも先ほど申し上げましたようにOP3,000以下に押さえていくというところは、数値的には今確定ができています。これを先ほど保安院からもお話しがありましたように、今後中期的に安全性安定性がしっかりと担保出来ているというところを含めて、評価をしっかりと厳正に行っていくと、私ども政府としてはそのことを担保していかなければ、ステップ2の終了ということにはならないだろうというふうに考えているところでございます。それから三点目でございますけれども、ご指摘のように格納容器も含めて炉の状態を私どもは水素爆発というものを起きないようにしなければならない、また圧力容器そのものですね、100℃以下に抑えていかなければいけないというような全体的なところを捉えて今評価をさせていただいているという状況でございます。したがって、いわば100℃以下というところに抑えこむことが出来ればですね、今後外に対する放出量もきわめて減少をしていくであろうというふうに考えているところでございますので、この部分をまずしっかりと客観的に私ども政府としてはきちんと管理をしていくというところに尽きていくというふうに考えております。

A：（保安院）保安院でございます。今後の評価のスケジュールでございますけれども、決まっておりますのはまず専門家からの意見聴取会を10月22日、いわき市にて開催を予定しております。別途、今日皆さまのお手元に配られているはずですが、それ見ていただいたら結構ですけれども、本日、報告書を受け取りましたので、これを専門家の方に事前にお配りをして22日の日にいわき市で公開で意見聴取会を行います。ですから皆さんは登録をしていただければ、傍聴は可能でございます。そして、23日の日にはですね、専門家の方に現場を見ていただきまして、現場を見た上で意見をいただくというふうに考えております。その後、専門家の方、我々の方で評価を行っておりますが、その評価がいつ終わるかは現段階では分かりません。圧力容器の底部の温度を指標にしていて、それだけでいいのかというご指摘でございますけれども、ここに書いてございますのは、圧力容器底部温度のみでございます。

すけれども、格納容器内雰囲気温度、分かりやすく言いますと、格納容器内のガスの温度というのは測れております。もし、一部か何割か分かりませんが、溶融した燃料が格納容器の底部に落ちていたとすればですね、その熱によって格納容器内のガスの温度は上がる、どれくらいの温度かというのは把握出来ております。以上です。

Q：分かりました。ありがとうございます。それでは、最後の質問3の関連で保安院に追加で確認をしたいんですけども。そうしますと、基本的にその格納容器の雰囲気ガスの温度の計測によって落ちている燃料の影響に伴うところは評価されているというふうに考えていらっしゃるのでしょうかということと、今後、シミュレーションだけだと思うのですが、下の底部の状況を把握することによって、状態が安定しているかの評価をする考えはあるのでしょうか。

A：（保安院）すいません、前半の質問を、もう一度お願いできますでしょうか。

Q：要するに、今おっしゃった、雰囲気温度を計ることによって、落ちた燃料の影響による格納容器の部分の状態が見れていると評価されていると考えてますか。

A：（保安院）はい、分かりました。格納容器内のガスの温度が測れますと、当然、格納容器の方に落ちていた燃料、もし冷却が十分でないならば、それに伴って燃料の温度が上がって、その燃料の温度が上がると、格納容器内のガスの温度も上がるという状況になりますので、冷却が十分であるかないかの判断ができます。そして具体的に格納容器の下にどのくらいの燃料が落ちているのかいないのかということは、正確な数字を出すことは、難しいと思っておりますが、ある程度幅を持って考えて、なおかつ全体的に冷却ができているかどうかということは、東京電力の報告書を見て精査をしていきたいと思っております。

○共同通信 佐分利

Q：すみません、共同通信佐分利ですけれども、滞留水の関係で一日地下水の流入が200から500トンあると発表されていますが、この点について工程表の中ではどのように位置づけているのかということと、滞留水は減って建屋内の滞留水が減ると、ダストとして放射性物質が舞い上がるという懸念もあるのかということを知りたいのですが、このへんをどのように対処さ

れるのか、東電にお願いします。

A : (東電) はい、滞留水の方に関しましては、これまでの運転上の経験から 200 トンから 500 トン一日あると思っております。こちらは、天候の様子で変わってまして、現在の様に晴れが続きますと、少なくなってくるという状況でございます。したがって、滞留水に関しましては、この処理をするということと、原子炉に毎日、現在は 600 トン程度の注水が行われておりますので、それを合わせた形で水処理を進めていくという状況になります。したがって、現在 OP 3メートルの所でタービン建屋の処理を進めておりますので、ある程度地下水が建屋側に入ってくるのを防げると考えています。なお、こちらに関しましてはご質問にあったとおり、建屋の水位が下がりました、今まで高濃度汚染水で濡れていた壁面等が、乾いて露出しますと、ダストとなって舞い上がってくるというようなことがございます。現在でも雑個体廃棄物減容処理建屋の方は水処理が進みまして、水位が下がった関係でダストの影響で雰囲気線量が上がったという状況で、北東コーナーの階段室を塞いだというようなことをやっておりますが、タービン建屋側の水位はまだ 3メートル程度で維持されておりますので、当面はこの運用を続けていきたいと思っております。

Q : そうしますと、地下水の流入を根本的に防ぐという何か手だての予定はないということですか。

A : (東電) はい、今のところは特段予定としては持っておりません。サブドレンのポンプの復旧を、現在ステップ 2 の中で進めておりますけれども、汲み上げた水の、処理、処分等の方策もないと、そちらの方は動かせない状況でございますので、現在は 3メートル程度で維持することを考えております。

Q : そうしますと、滞留水全体を減らすのは、3メートルから徐々にどの程度まで、いつ減らすかということは。

A : (東電) はい、今のところはこの 3メートルをこの先どのように下げていくことは検討中でございます。今後のステップ 2 以降、建屋の止水とか、サブドレンの復旧等を勘案しながら計画していきたく思っております。

○NHK 水野

Q : NHKの水野ですが、まず保安院の方に先ほどの質問に関連して、格納容

器内に落ちている燃料内の温度ですが、雰囲気温度から予想される燃料の温度がわかれば、それぞれ1号機から3号機まで教えてください。

それから、園田さんか東京電力の方にお伺いしたいのですが、冷温停止に向けて温度、それから敷地境界の放射線量の目標があると思うのですが、格納容器からの放射性物質の目標は特にはないのですか。現状で良いのかどうか。1号機の0.4億Bq/hというのは、建屋カバーがない時点でしょうか。建屋カバーが今月末に完成すれば、そこから外部に放出される量はさらに減るかと思うのですが。そうすると1億Bqというのは、更に減ると思って良いのでしょうか。

A：(保安院) すいません、燃料の温度の推定でございますが、これは本来は東京電力さんからお答えされるのですが、本日東京電力から保安院に提出されたものは、保守的にみて燃料の温度のというのは、150℃と推定をされております。これはあくまでも東京電力の数字でありまして、今後、保安院の方でこの数字をチェックしていきたいと思っております。

A：(園田政務官) 2問目の、今後の冷温停止状態の達成に向けてのさらなる目標はあるのかということですが、私どもはこのステップ2に入るときに申し上げておりますが、圧力容器の底部温度については100℃以下に抑える。敷地境界においての追加的な放出量については、年間1ミリ以下に抑えることを目標としてきたので、そういった面では現時点で数値的に言えば、暫定値という形ではありますが、目標は達成をしていると申し上げられるのではないかと考えております。ただ、何度も申し上げておりますが、暫定値ですので、確定値に持っていかなければならないと私どもは考えております。

A：(東電) そして、更に今後、放出量が下がる可能性はどうか、その計画とか対策についてはどうかというご質問だと思うのですが、おっしゃるとおり、1号機にはカバーができます。そういった意味で、更にガス管理システムが出来上がってくることになりますと、格納容器からの放射線の放出量というのは、まだ減る可能性はありますし、一層の低減に向けて我々は今後、更に努力をしていきたいと考えております。その具体的な目標がいくつかということにつきましてはまだ申し上げるものではございませんが、方向としてはそういう方向で対応していきたい。積極的に低減させていきたいというふうに考えております。以上です。

Q：それから保安院の方に、格納容器に落ちている燃料の温度150℃というのは、

100°C以上あったとしても、冷温停止には何ら異常はないということでしょうか。

A : (保安院) あの、そのとおりです。

Q : 150°Cになってもそこから出ているかもしれないけど、0.4Bqに抑えられているから、それでいいということなのではないでしょうか。

A : (保安院) あの、温度っていうのは1つの目安でございますけれども、最終的に外部への影響、それが1番大事でございます、我々が当初目標としていました1mSv、年間ですね、それが達成できているかどうかということとは慎重に厳正にチェックしていくということになります。

○共同通信 宮崎

Q : 共同通信の宮崎と申します。先ほどの保安院の方に伺いたいですけれども、中期的安全確保の考え方の、意見聴取を踏まえての評価なんですけれども、いつ終わるかは分からないというお話でしたが、一応ステップ2の終了は年内目標なので、この評価をするのも年内目標ということではよろしいでしょうか。

A : (保安院) これからの評価でありますので、時期を決めて評価をしていくということではございません。

Q : 一応冷温停止状態の件の一つで、そのための報告をもらって評価しているということなので、その目標の中に入っているのかなと思ったんですけれども、そういうわけではないんですか。

A : (保安院) 我々としてもできるだけ速やかにやりたいというふうに思っておりますけれども、場合によってどうなるかというのは分かりませんし、年内に出来るだけ収めたいというふうには思っておりますけれども、どういう問題がこれからでてくるかというのは私もまだ今の段階ではお答えできません。

Q : 仮に年内に評価を終わらなかった場合はステップ2も終わらないという理解でよろしいでしょうか。

A : (保安院) 理論上はそうなります。

Q : 分かりました。それからの意見聴取会の回数の予定なんですけれども、22、23 やって、その後はどれくらいやるとかあるいはらないっていうのは決まっていますか。

A : (保安院) まだ決めておりません。22 日 23 日の様子を見てまた考えたいと思います。

Q : 分かりました。あと詳細は後ほど出していただくのかもしれないんですが、メンバーとか人数とか分かっていたら分かる範囲で教えてほしいんですけれども。

A : (保安院) 当然公開で行いますので、お知らせいたします。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅ですけれども。1 つは冷温停止という言葉なんですけれども。冷温停止というのは普通のシャットダウンに伴うことだと思うんですが、今回は事故後の状況ですので、状態という言葉がついてるんですけれども、何で停止するのかわからないわけですので、冷温停止状態という言葉を使うこと自体が誤解を生むのではないかと思うんですが、安定的な冷却が継続してできる状態ということであれば安定冷却状態とか、そういう言い方もできるでしょうし、冷温停止状態という言葉ではない別の言葉が使われたほうが正確な状況を説明することができるのではないかと思うんですけれどもというのがまず 1 点で、それに関連して仮に冷温停止状態という言葉に拘られるのであるとするならば、本来は燃料が取り出せるような状態ということになるんだらうと思うんですけれども、先ほど 150℃ということもある中で、実際現実に燃料を取り出せる時期がいつなのかというようなことも明らかにしない中で冷温停止状態だけと言われるのは一方的なので、じゃあどういう、何年なり崩壊熱のこの後の状況からどれくらいの水を注水する時間が続くとそういう取り出せる状態、もちろんそれにはいろんな条件があるので、その要素だけで判断することはできないんですけれども、温度の関係だけで言うならばこういうふうに考えられるんです、つまり温度の状態で言うと、温度がネックとなるとすればこれ位最低限かかりますということも併せて説明をしないといけないと一方的な情報のような気がしますので、その辺についてどうお考えなのかということ。

3 点目でこれ最後ですが、周辺住民の生活状況に関する部分なんですけれど

も、避難措置の解除に当たってはですね、安全委員会の方から緊急防護措置に関連する地域の自治体や住民が関与できる枠組みを構築し、適切に運用することというふうになっているんですけども、その辺りが枠組みの構築適切な運用というのがなされた上でというか、現在なされているのかということなんですね。なぜかと言いますと、前回の9月末の緊急時避難準備区域の解除にあたって十分にそのようなことがなされてなかったのかというふうに考えられるものですから、質問しております。その3点です。

A：（保安院）冷温停止状態の定義でございますけれども、我々が定義をしておりますのが圧力容器底部温度がおおむね100℃以下ということと、放出量及びその被ばく線量につきましては格納容器からの現在の放出量による被ばくが敷地周辺、敷地境界で年間1mSv、そういう定義をしております。前回は前々回もご説明しましたが、これはどういう意味かと言いますと、通常の原子炉であれば温度を下げて蒸気が出ない状態にして圧力容器の蓋を開けると、当然燃料は燃料棒に包まれておりますので、放射線物質は出てこないという状況でございます。そして、福島第一原子力発電所1から3号機につきまして、どういう状態をもって止まっているという状況と考えるかということにつきまして、まず蒸気が出ないということを目標にしておおむね100℃以下ということを決めているということと、もう既に燃料被覆管はございませんので、とにかく周辺に与える影響を少なくするというので1mSvというのを決めていくということでございます。そういうことで通常の冷温停止ではないので、冷温停止状態という言葉はこれまで使ってきております。それでよろしいですかね、以上です。

Q：ですので、それは誤解を呼ぶんじゃないですか、ということなんですけれど。つまり、こういう定義をして自分達は使っているから、この定義で理解しろと、一般の方に。毎回毎回冷温停止とはこういうことなんですということとで新聞に書くわけにもいかないですしテレビが言うわけにもいかないんで、冷温停止という言葉自体が問題があるんじゃないんですかというふうに言ってるんですけど。

A：（保安院）申し訳ございません、これまでもずっと半年以上使っておりますので、このままの言葉の使い方をさせていただきたいと思っております。

Q：そうであれば、実際燃料の取り出しが達成するような状態、冷温停止というのは恐らくそれに近い意味なんですよ、状態というのがついてるからそ

れとは違うということなんでしょうけれども。だってそうならば現在の原子炉の状態、事故後の状況として取り出せるような状態に燃料の温度が実際になるのはいつぐらいかという面とも併せて発表していただいたほうがいいんじゃないですかということなんですけれども、その辺はどのような目途なんでしょうか。

A：（保安院）我々は燃料を取り出せるような状態というよりは、原子炉が停止している状態というふうに考えております。冷温停止状態、停止がどういう意味かということで考えております。また、通常の場合もですね、水の温度は100℃以下でありまして、燃料棒の中心温度というのはそれより高い状況でございます。これがその100℃以下になっているということではありません。そして非常に分かりにくい言葉というご指摘は真摯に受け止めたいというふうには思いますけれども、現状我々この言葉でずっと説明してきましたので、このままにさせていただきたいというふうに思っております。燃料を取り出すといいますか、通常であればそういう燃料を取り出しても蓋を開けても、外にですね、放射性物質による被ばく量が少ないって状況、そういう状況と同じ状況を作りだそうということが主眼でございます。

Q：それは、ですから、実際に取り出せるような状態にまで温度が冷えるのは、大体どれ位なんですか。今の状態が続いた場合には。

A：（保安院）取り出せるかどうかというのは、温度とはほとんど関係がないと思います。実際に格納容器の近くに近づいて作業が出来るかどうか。その放射線量、作業員が近づけるかどうか。それによる被ばく線量が一番のネックになってくると思います。

Q：それは先ほど私も他の要素があるので、それはよく分かりますけれどもということを使った上で、燃料の温度がネックとなる部分というのものもあるでしょうから、それがネックでなくなるのはいつの事ですかという、そういう質問をしたつもりなんですけれども。

A：（保安院）保安院でございますけれども、実際ですね、廃炉の中で燃料を取り出す作業をどうするかということですね、長期的な課題ということで原子力安全委員会を中心に検討して頂いておりますので、またその中から今後の見通しというものが導きだされるものと思っております。

A：（園田政務官）はい。私から避難区域の見直しについてでございますけれども、先ほども少し申し上げましたが、現在はまだステップ2が終了致しておりません。私どもとしてはステップ2終了を年内というふうに目標を立てさせて頂きましたので、そこにまず全力を上げさせて頂くということを申し上げさせて頂きます。それで区域の見直しについてはですね、先ほども申し上げましたけれども、これからそのステップ2が終了というものが来て来た段階において、恐らく原災本部の中で検討が始まっていくということが、推測されるということでございます。したがって現段階で何か動きがあるかということに対しましては、私はその事に対して承知を致していないというのが、正確なお答えになろうかというふうに思っております。したがって現在はやっていないということでございます。

Q：ですので、原子力安全委員会の方のアドバイスというのは、枠組みを構築して適切に運用するというので、ですからそれは事前にこういう枠組みが出来ていますよとか、こういうふうに運用しますとということがはっきりしていなければ、住民の人も安心できないわけですね。だから前回の9月末の緊急時避難準備区域を解除したり、例えば学校が再開したりした時でも、周囲に不安に思っている人が沢山いる訳で、その辺の不安を解消するために原子力安全委員会がこういう措置が必要だということでアドバイスをされているわけですから、そのアドバイスにしたがって措置をされた方がいいんじゃないでしょうか。それは先に解除してから、というような事になるのでしょうか。

A：（園田政務官）当然ですね、ご指摘のとおり区域の見直しということが課題としてそちらに上がってくればですね、その過程の中で当然準備説明会も含めて、あるいは自治体のご意見であるとか、そういった手続きプロセスというのは、きちっと今後も取っていく必要があると思っております。まだ現段階ではその段階にまでも入っていないということを申し上げたところでございます。

Q：緊急時避難準備区域の解除っていうのは、それには当てはまらないんですか。ただ緊急時避難準備区域についても安全委員会の方は同じような措置をするように求めているはずなんですけれども。

A：（生活支援チーム）支援チームでございます。緊急時避難準備区域、9月の30日に解除されてございますけれども、この時はご案内のとおり、各自治

体の方から復旧計画等を出して頂きまして、その提出もあって、この区域の解除というところにいったわけでございます。この時復旧計画に関連して自治体の方からも住民の方々への説明というものをされておりますし、私どもの方も自治体の方といろいろ議論を重ねながら、この復旧計画の提出を受け取って、この解除ということに至ったわけでございます。この自治体ともステークホルダーの1つということだと認識しておりますし、また今後、区域の話がある場合においても、また自治体、また住民の方々としっかりと相談をしながら決めていくということだと理解をしております。

Q：あのこれ、あとでいいですがもう1回質問しますけども、要は100mSv以下が安全だなんていうような説明をしている中で、十分な説明が出来ているとは思えないので、そういう説明の仕方等に含めてもきちんとした体制がとられてなければならないと思ってます。後でまた、この点について聞きます。

○フリー 木野

Q：すいません。フリーの木野ですけれども、まず1点。先ほどの汚染水の処理、建屋の地下OP3000で管理しているというふうにお話があったんですが、これ元々は減らしてですね、格納容器に手を着けるとというのが目標だったのではないかと思うんですが、これはステップ2の目標変更ではないかと思うんですが、園田さんはその辺認識というのは、如何でしょうか。

それから保安院に。放出量なんですけど、これ確定値にするための、先ほどの質問の繰り返しになると思うんですが、今後、確定値にするための技術的な見通しというのは、要するに次に具体的に何をするかというのは何かあるのでしょうか。先ほど、努力するといった話はあったのですが、内容が無かったものでその辺を教えて頂ければと思うんですが。

それからステップ2、これは次ももう一つ、園田さんに。ステップ2の解除に向けてですね、例えば先ほどから原災本部でなければ分からないというお答えが何度も繰り返されているんですけども、原災本部として、これを何らかの形で我々に説明するということは今後も無いのでしょうか。今後、中心的な話題だと思うので、こういった事は定期的いきちんと、何らかの形で説明していくべきではないかと思うんですが、こういう事は考えてらっしゃらないのでしょうか。以上3点お願いします。

A：(園田政務官) まず、滞留水の処理についてでございますが、ステップ2の、当然目標値として掲げている際もOP3000の所で作っていきこうということで皆さま方には申し上げていたというふうに思っております。当然ながらです

ね、この間、台風であるとか様々なリスクが考えられますので、そういった面では発電所外にそれが漏れ出さないようにという対策を同時に考えていかなければいけないだろうということ、遮水壁の海側の所にも着手をする必要があるということで、このステップ2の中において着手をしていこうということ、目標値を掲げさせて頂いていたとございますので、この点について目標の変更をしたのではないかとご指摘でありますけれども、私どもそういう認識は致しておりません。それから3問目の原災本部についてでありますけれども、ご案内のとおり原災本部は官房長官室が扱っておりますので、当然官房長官の日々の記者会見の中から、そういった国民の皆さま方へのご説明というものは試されているというふうに理解は致しております。何か動きがあればですね、私もそこから情報は仕入れていきたいと思っておりますけれども、現段階において何か動き有るということではございませんし、動きあった際には必ず官房長官が日々に2回、情報提供の記者会見を行わせて頂いております。

Q：すいません。その会見なんですが、園田政務官は今、福島の方で避難解除にあたっていろいろ不安であるとか不満、方向性の違い、認識の違いが随分出ていますが、官房長官の会見でこうした事というのが解決されているというふうにご認識でしょうか。

A：（園田政務官）はい。先ほど申し上げましたように原災本部において何か動きがあれば、官房長官から記者会見が連日のように行われておりますので、すぐさま時を経ずに、そういった形で国民の皆さま方にはご説明をさせて頂いているということで申し上げました。現地の皆さま方で様々なご不安を抱いていらっしゃるというご指摘でございました。その点については現地の支援チームを含め、現地対策本部がございますので、そちらでしっかりと連日のように各自治体であるとか、時には住民の皆さま方と、先ほど、支援チームからもございましたけれども、説明会等開いて皆さま方には情報提供、あるいは様々なご質問に、あるいはご要望に政府として最大限取り組ませて頂いているということを申し上げておきたいと思っております。

Q：その点で1点だけ。もともと原災法の関係では情報を一元化して出すというのが決められていたように思うんですけれども、現状はあちこちから統合会見を含めて情報がバラバラに出ているという状況はどうお考えでしょうか。

A：（園田政務官）統合会見ということで申し上げれば、ここでいつも私も。

Q：統合会見だけではなくて、原子力災害の全体に関する情報を一元化するという趣旨ではないかと思うんですけれども、そういう意味では原子力のプラントだけではなくて避難に関わるものその他含めて、そういったことも含めて一元化して何らかの形で情報を出すということではないかと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

A：（園田政務官） どういったところでご指摘をいただいているのか、ちょっと私もしっかりと受け止め切れしていないものですから、また機会があればそういったところがあるということの情報は教えていただければと思います。

A：（保安院） 保安院ですけれども、その放出量を確定値にするためには技術的にどういう問題があるのかというご質問についてですけれども、3号機の測定につきましては以前3号機、格納容器の上を観察した時に見つけられました蒸気が出ている部分、その部分を狙って測定をしております。今回はその部分に近づけて測定ができました。ですから多分ほぼこれが正確な値を示しているだろうとは思いますが、念のためその周辺も測って本当にここから出ているものが最も濃いと言いますか、そこから主に出てるんだということを確認して、それができれば確定値ということで皆さんにお知らせすることができると思います。

Q：以前海の方の水盤の関係であるとかも含めて、いろいろ複数の手段というお話がありましたが、そういったことというのは確定値としてはどういう位置づけで使用していくことになるのでしょうか。

A：（保安院） 確定値はやはり出ているところに一番近づいてそこから測るのが最も正確だと思っております。その周辺のデータというのは参考として見て、その測定値間に齟齬がないかというチェックをするために用いていきたいというふうに思っております。ですから本当の正確な値というのはやはり一番近くに行ってそのものを測定する、そういうことが一番正確な値だと思っております。

Q：分かりました。ちょっと一つだけ参考までお伺いしたいんですが、通常その冷温停止状態になった場合に、今の敷地境界の目標値がありますけれども、建屋から放出されている量というのはどのぐらいになるものなのでしょうか。

A：（保安院）通常の原子力発電所からセシウムは放出されておられませんけれども、格納容器からというよりは発電所全体からどのような影響が敷地境界であるのかという目標とする目安線量というのがございます。それは0.05mSv、年間でですね。年間で0.05mSvというのが目標とする目安という形で原子力安全委員会から示されておりますので、大体各発電所はその辺りの数値になってると思います。

Q：分かりました。今回は格納容器も穴が開いてますし、取りあえずセシウムも出てしまっていますので、こういったものが出ているのは仕方ないという判断、最終的にはそういうことになると思うんですが、そういったことになるということで冷温停止状態という言葉を使っているというのは、そういった認識も含めてということなんでしょうか。

A：（保安院）我々は事故収束のステップ2終了で全てが片付くというふうには思っておりませんので、ステップ2の終了の目標としては格納容器からの放出量による被ばく線量、そういうものを目標にしようというふうに考えております。

Q：いや、ですのでそのセシウム等が出ているのは仕方がない、しばらくは止められないという認識でよろしいですか。

A：（保安院）現状では出ているというのは現実でございます。ですから今後これをステップ2が終了した後も更に減らしていく努力が必要だと考えております。

○ブルームバーグ 岡田

Q：ブルームバーグの岡田と申します。山形さんにお伺いしたいんですが、今回放射性物質の放出量、時間あたり1億Bqという随分低い水準まで下がってきてると思うんですけども、これまでも何回かお伺いしてるかと思うんですけども、総放出量ですか、累計の値ってのは一体いつ頃出されるご予定なんでしょうか。

A：（保安院）すいません、総放出量につきましてはIAEAへの第二次報告書の中で言及がされておまして、すいませんこれは報告書を読んでいただければよく分かると思うんですけども。

Q : 77 万テラ Bq ですね。

A : (保安院) ですね。そしてそれに対してその後追加的に放出されている量を足し合わせても、有効数字に影響を与えないというような確かそのような考え方だったと思います。

Q : でも、今後は出されるご予定というのはいないんですか。あの数字だけで終わらせて、それ以降の最終的な総放出量を出されるお考えは全くないんでしょうか。

A : (保安院) 今のところ考えてはおりませんが、単純に 24 時間×30 日をかけていただければ分かっていたいただけるかとは思いますが。

Q : 以前、同じ質問を細野大臣にお伺いした時に一応いずれ最終的な総放出量は出そうということを考えているというふうにおっしゃってたんですけども、いかがでしょうかね。

A : (保安院) 保安院でございますけども、77 万テラ Bq という話はその前の段階でして、その後 IAEA の 9 月の報告書の際にそれ以降の放出量の評価も一部やっております、その中で例えばまとめとして加えてございますけども、これはあくまでも非常に不確かさがあるという中で、ヨウ素 131 が 1 から 2×10^{17} 乗 Bq 程度、セシウム 137 が 1 から 2×10^{16} 乗 Bq 程度と、そういうふうになっております。それを今後その推定値の不確かさを低減していきたいというふうには書いてございますけど、どこまでそれが実際に実現できるか分かりませんが、少なくとも IAEA の第一次報告書、それから第二次報告書に向けて総放出量の評価を見直して行っているということがございます。今後も可能な範囲でそのような放出量の推定をしていくということではないかと考えております。以上でございます。

○回答する記者団 佐藤

Q : よろしくお願いたします。回答する記者団の佐藤と申します。今日の資料 2 とされているもの、進捗状況のものについて、これの 2 ページ目で免震重要棟での集中監視システムの構築という項目がありますけれども、集中監視システムというのは構築完了されたのかどうか教えていただけますでしょうか。ちょっと着いたのが 5 時過ぎで、もし説明が終わっていたら申し訳ないんですけどもよろしくお願いいたします。併せて、この図の中にウェブカメ

ラ集中監視ということで、例えばレベル監視ですとか、状況監視、水位監視といったものがこのウェブカメラで集中監視できるという図になっているんですけども、このウェブカメラにはどのようなものが映るのか教えていただけますでしょうか。併せて、この集中監視システムのウェブカメラに映っている画像をインターネットで中継、公開していただきたいと思うんですけども、公開した時に何らかの支障はあるのでしょうか。以上です、よろしくをお願いします。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、こちらの集中監視システムにつきましては9月末で完了いたしております。このようなシステムで免震重要棟の中で監視をいたしております。例えば、上の図は集中監視システムということでイメージ図が書いてございますけれども、左側に書いてございますが、各建屋の水位計は現在建屋の水位測定点のところに計器が置いてありまして、そのところをウェブカメラで撮ってですね、その映像を免震重要棟の方で監視をして値を確認しているという状況でございます。また、その下のところでございますけれども、建屋の中に置いてあります圧力計ですとか、中央制御室に置いてあります計器類をウェブカメラで免震重要棟の方に引っ張ってきまして、そこで確認しているという状況でございます。なお、こちらのウェブカメラでの免震重要棟での確認につきましては、現在のところ公開する予定はございません。

Q：公開した時に何らかの支障はありますか。

A：（東電）はい、技術的には大量のデータになりますので、私どものインターネットのホームページ、あるいはシステム上では技術的な課題がございますし、今、私もどういった映像かは確認しておりませんが、核物質防護上映ってはいけないものが横に映っているというような確認は必要かと思いません。

Q：そうしましたら、この間できたということで、一度どのような画像が出ているのか、撮影するなりして公開をお願いできませんでしょうか。

A：（東電）そちらは以前、写真で見る福島第一の状況の中に1枚か2枚写真があったと思いますけれども、それの方で既に公開させていただきました。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。よろしくお願ひします。山形さんにお願ひします。2問です。1問目はですね、すみません、先ほどから同じ様な質問が出ているんですが、すみません、ちょっとよく分からなかったのて、すみせんが確認させてください。大気への放射性物質の放出量を図る測定方法なんですけれども、前回、今回と測った方法は同じだという質問があったんですが、この測定方法は冷温停止を見ていく上でこの測定方法でこのまま行くのかどうか、これを確認したいです。2点目として、先ほどから暫定値から確定値に関する質問出てるんですけども、再度確認ですが、今の暫定値を確定値にするまでに、技術的に正確的に測れているかどうか見るといのは分かるんですけども、いつそれを確定値にするのか、見通しとしていつ確定値にできるのか教えてください。以上2点です。

A：（保安院）保安院でございますけれども、まず測定方法でございますけれども、1号機、2号機、3号機でそれぞれ異なる方法をとっております。1号機もですね、今まではクレーンで測定器を格納容器の真上に下ろして測るとい方法をとってございましたけれども、この月末でですね、1号機の場合は原子炉建屋カバーが付きますので、そういう方法はもう使えません。しかし、カバーの方にはですね、初めから測定ができるように測定器を中に設計段階から入れておりますので、1号機については次回からですね、違方法といひますか、カバーについている測定器を使うという方法に変わっていきます。2号機につきましては、ブローアウトパネル、主に出てくるところが一か所に限られておりますので、この部分を正確に測っていくということで測定方法は変わりません。3号機につきましては、前は格納容器の上、先ほど申しましたように、蒸気が見えていたところの少し上の方になったわけです。上をですね、取って、また空気がよく流れる機器ハッチの部分といひのがあるのですが、そこが前は測れませんでした。今回は格納容器の上、また空気が流れているというハッチの部分といひところも測りました。ただし、格納容器の上といひのが以前蒸気が出ていた部分、多分蒸気が出ていひことは、そこからがですね、一番濃いものが出ていひだろうといひことでそこを測っております。ただし、先ほども説明しましたようにそこが本当に一番濃いといひますかですね、最も放射性物質が出ていひかどうかといひのを確認するために他のところも測って、そこが最も代表する点だといひことをですね、確認していくといひことが必要になります。そして、その確認作業がいつできるかといひことでございますけれども、月末までに行いたいといひふうにお願ひしておりますけれども、これはクレーンがですね、そこに上手く行けるか、また、天候の影響も非常に受けまますので、天候の影響もある

ので月内にはやりたいと思っておりますけれども、11月にずれ込むという可能性はございます。以上です。

Q：ありがとうございます。そうしますと、見通しとしてはですね、いろんな事情があって難しい場合もありますが、見通しとしては次回の工程表の見直しの際にはこれでいけるという測定方法でできるという、そういう理解でよろしいですか。

A：（保安院） そのようにご報告できるように努力してまいりたいと思います。

Q：分かりました。そうしますと、それが出来るれば暫定値から確定値になるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

A：（保安院） 保安院ですが、そのとおりです。

○産経新聞 蕎麦谷

Q：すみません、産経新聞の蕎麦谷といいます。工程表のレインポーでのことなんですけれども。まず1点目が滞留水全体量減少っていうのは、これは要は溜まった水が減っているということで達成ということなんでしょうか。多分地下水が入っていることでグルグル回っている水の全体量としては増えているのかなという気もするんですが、その辺の解釈はそういう解釈でいいのかというのがひとつ。あとそれから、7番の災害の拡大防止で各号機の補強工事の検討というところなんですけれども、前回の工程表だと検討/実施になっていて、その実施が取れているんですけれども。何か取った上で達成というふうなもの、何かちょっと変な話だなという気はするんですが、その辺の実施についてはどうなったのかというのをちょっと確認したいんですけれども。誰でも結構です。

A：（保安院） まず、滞留水全体量を減少ということでございますけれども、これはやはり外に出ては困る高レベルの汚染水、高レベルの汚染水の全体を減らしていくといいますか、そのタービン建屋の中の水位を下げていって、雨などで急に水位が増えた場合でも外に漏れ出さないように。そういうことが達成できたということでございますので、滞留水と書いてございますけれども、別に低レベルのことを主眼にしていることではなくて、高レベルの汚染性、タービン建屋などに溜まっている高レベルの汚染水の滞留を減らしていく。OP3000ということが達成できたということでございます。そ

れと、7番の各号機の補強工事の検討、すみません、前回のところが、スラッシュ実施というふうになってございますけれども、これは原子炉建屋の耐震性の評価が各号機終わりました、その評価の結果ですね、建屋の補強工事を実施する必要はなかったということでございます。

Q：すると、中期的課題にある補強工事というのは何のためにするんですか。

A：（保安院）今後ともですね、入れてない部分もございますので、建屋の中ですね、細かい補強工事等は必要になってくるということはあるかもしれません。

Q：運用がちょっとわかんないんですけども。これそういう必要がなかったものって、これ削除するようになってました。運用上は。何となくさらっと削除されると。

A：（保安院）今までもですね、不必要、当初これは必要かもしれないと思っていたのがですね、削除されているというものはございます。例えばレインボーマップの裏の2ページでございますけれども、ここには下線は、下の方に米印で注が書いてございますけれども、下線は対策から削除ということで、これまでもいろいろご指摘がありました、格納容器ベントフィルター、燃料上部の水を満たす、いわゆる冠水ですね、それと冠水に伴う熱交換器の設置、そしてこれも冠水対策の一部でしたけれども、漏えい個所の密閉、そのようなものはその段階で不要になったものにつきましては削除しております。

Q：今回、その下線で対応しなかったというのはなにかあるんですか。

A：（保安院）対策そのものが無くなったということではございませんので、そういう耐震の検討は行っていきたい。ただしその検討の結果、補強を実施することは無かったということで、その実施の部分だけを消して、対策そのものは減ったという位置付けにはしておりません。

○日本インターネット新聞 田中

Q：日本インターネット新聞社の田中龍作と申します。園田政務官にお伺いいたします。政務官、冒頭、遮水壁が今月末にも着工すると。どちらかというところ晴れがましい表情でおっしゃってましたが、これ、建屋に汚染水が漏れ、高濃度汚染水が漏れ始めたのが、建屋に高濃度汚染水が漏れ始めたの、これ

3月です。7カ月もこれ、放置されてたわけですよ。対策補助、まあ、十万吨近くも溜ったままにあるわけですよ。これ、どうしてあれですか、7カ月も掛ったんですか。

A : (園田政務官) 7カ月経ってですね、この間、ガラス硬化剤を使ったり、そういった面ではシールドを張ったり、海洋にこれが漏れ出さないようにという形で対策を講じてまいりました。いったんそれは今、止まっている状況でございますので、現段階において汚染水が海水に流れ出ているということは現時点では無いというふうに判断しております。それと同時に、遮水壁の検討をずっと中で検討してまいりまして、前回のロードマップの時に、いよいよこれが詳細設計に入ることができるというところで発表させていただいて、そしてそこからいろいろな検討を重ねてようやく今月末に工事が着手できる状況になったということで申しあげたところでございます。

Q : 海洋に高濃度汚染水が流れ出ていることは無いということは、これ認識間違いです。東京海洋大学の調査でありますとか、グリーンピースの調査でありますとかで相当に汚れております、これ。魚から高濃度のセシウムが検出されております。それで、この初期の頃、私、東電の技術出身の広報の方に聞いたんです。建屋というのは、これは遮へい物じゃないんですよ、格納容器が最後の砦ですから。だから、建屋は建屋には地震でヒビがいつてる、地下水脈に潜ってるわけですよ。もう地下水脈に潜ればこれ、海にも丘の方にも行くんですよ。それで流れ出て海洋が汚染されてると、数々の調査で海洋生物から高濃度のセシウムが検出されておるとというのが、これ見た方が妥当だと思うんですね。ですので、どうしてこれ7カ月も手をこまねいてというわけじゃないですけど、もっと早く建てさせなかったんですか。まず尻を叩いたんでしょうか。東電の尻を叩いたんでしょうか。

A : (園田政務官) この間、まさしく政府も保安院も中心となってこの部分はキチッと検討をするという形でしてまいりました。ちょっと資料をご覧をいただきたいと思うんですけれども、資料2でお配りをさせていただきました6ページ目でございます。この遮水壁は、当然ながら建屋はおっしゃるように、流れ出る地下水、流れ出る部分はあるというふうに私どもも考えてましたので、最終的にこの海側のところに新たな遮水壁を作りまして、それで地下水の浸透膜を超えて、難透水層までこれをキチッとやって、それ以上流れ出ないよという形で、私どもとしては完全にシャットアウトできるだろうというふうに、この間の流れ、地下水の流れであるとか、そういったところも詳し

く検討させていただいてきたというところでございます。

Q：じゃあ、どうして7カ月も掛かったんですか。僕が質問したのは、この間東電の尻を叩いてきたかと聞いてるんです。

A：（園田政務官）はい、もちろん私どもとしてもしっかりと、この部分を詳細に詳細に設計をさせると、そしてキチッとそれが本当にこれで地下水が流れ出るということは無いんだろうなという確認に次ぐ確認をさせていただいて、ようやくそれが纏まったというのが、この7カ月目ということになるかというふうに思っています。この間、長く掛かってしまったということは大変申しわけなく思っておりますけれども、当然ながらこれでいよいよ対策を着手ができるという状況になってまいりましたので、ここから更に急がせていきたいというふうに思います。

Q：政府側の誰が東電の誰に、ちゃんと催促したんですか、尻を叩いたんですか。

A：（園田政務官）政府側は保安院へ、それから当然私も、その会議の中にはおりましたし、統合対策室というか、その政府の関係者がそこにずらっと並んでおります。

Q：東電の誰に催促したんですか。尻を叩いたんですか、東電の誰に。

A：（園田政務官）その部分においては、東京電力という形ではありますけれども、担当の部局がやはりありますので、一義的にはですね、直接的にはその部局でありますけれども、政府としては保安院が報告、特別プロジェクトというのがありまして、そこで確認をさせていただいて、そして最終的にはゴーサインを対策室として出させていただいたということでございます。

Q：違います。7カ月も掛かったわけですから、どうせつuita。。せつuitaというと言葉が汚いですが、どういふうにちゃんと尻を叩いたんですか、どういふうに。東電はなんと答えたんですか。

A：（園田政務官）当然ながらですね、いろいろなやりとりがあったのは有るというふうに思っておりますけれども。私どもとしては、本当にこの対策によって、どういふ形の地下水が流れ出ている状況があるのか、それをまず確認

をすることということは申し上げさせていただきました。それによってどこの部分、そしてどこの深さというところまで遮水壁を講じることによって止められるのかというようなところも念頭に置かせていただきながら、この部分の対策を一つひとつ確認を、詳細設計の段階においてやらせて、確認をさせていただいたということでございます。

Q：海洋生物から高濃度のセシウムが出てるのは、これは漏れ出るとしか考えられないわけですよ。雨が降ってそれが海に落ちたぐらいで、あれだけの高い濃度が出るわけないんですよ。つまり、まあいろいろシールドあれしたとか、何らかの対策は講じたんでしょけども、根本的な対策はやっぱり講じなかったんですよ。それはどう受けて止めてますか。何度も聞きますが、どういうふうに、どういうセリフで、どういう文言で、東電の尻を叩いたんですか。で、東電はどう答えたんですか。答えてくださってないじゃないですか、園田さんは私に。

A：（園田政務官）ま、そういう面言えばですね、言葉のやり取りというところまでは、私も詳細を覚えておりませんが、当然ながら私どもとしては、ほんとに止めなければならない、流出を止めなければいけないんだというところを、まず基本に求めさせていただきました。それと同時に当然ながら、その設計の中において、先ほど申し上げたように深さはどうなんであるとか、あるいは地下水の流れはどうなっているのかというところを一つひとつ確認をさせていただき、そしてそれを早く着手できるようにということで、当初は着手がもう少し後の部分もございました。途中からおっしゃるように、今、話しながら思い出しましたけれども、このステップ2に入った時から、細野大臣が早く着手をするようにと言うところで、このステップ2の目標の中で明確に位置付けさせていただいたというところは、細野大臣からの指示でございました。

Q：いや、どうも危機感を持ってらっしゃるように思えないんですが。最後の一言だけいいです、もう質問じゃなくて。最後の一言だけ言わせてください。これ地下水脈に入ってるということは、潜ってるということは、半永久的に福島農地、それから海、これずっと汚染し続けるんですよ。それだけのご認識ください。

A：（園田政務官）すいません。ちょっとお答えをさせていただきますけれども、前にもこの場でも公表はさせて頂いておりますが、地下水脈の流れにつきまし

ては完全に把握をさせて頂いておりますので発表をさせて頂いております。だからこそ、ここに掲げさせて頂いておりますけれども約 22 メーターから約 23 メーターの所でこの範囲に置ける部分の諸水壁と言うのが有効であると言う事は前にも申し上げておったと思いますけれども

Q：それは私、武藤前副社長に聞きました。原発の敷地の周りだけのボーリングじゃないですか。地下水のどこに行くか分からないんですよ。その極めて東電に都合の良い調査なんですよ。これこそ、地下水脈の調査の事を私が質問したんですよ。武藤前副社長の方がその事を答えて下さいました。それは原発の敷地内のボーリング調査なんですよ。ところが地下水脈はどこに派生しているのか分からないんですね。だから、

A：（園田政務官）その点については調査させて頂きまして。その流れと言うのを先ほど申し上げまして、大変恐縮で御座いますけれども

Q：それと文科学省の方にもその時聞きました。調査ってどこの調査ですか。場所と測定ポイントと誰がやったのか教えてください。

A：（園田政務官）また、資料をご用意させて頂きましてご提示、はい、させて頂きます。当然、はい。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋ですけど。先ほど、松本さんが 1,000 億オーダーと言う事をおっしゃったと言う事について言った事はちょっと反省しております、それはそう言う文章が出回ったと言う事で質問した時にそこには言及しなかったと言う事が正確だったと思うのでそれはお詫びします。改めて、今回の工程表の事で遮水壁と言うのは非常に大きな物だし、国際的にもこれを非常に期待されていた物だと私は思っております、だから漁民の方や世界に関して良い物を作るんだと言う説明をすべきであって、誰が作るかわからない、その額も良くわからない。と言う事で果たして納得される物なのかね。要するにこれから予測されるリスクは無いと、今あまり出てないから無いと言う事なら良いんですけど、少なくとも 6 月段階では国交省であれ馬淵さんかなんかが国でやると言う事で 1,000 億と言うオーダーだったように記憶します。ただ、それは終わった事ですから良いんですけど、そこで相澤さんに伺いますけれどもね。是非言って下さい。良い物を作るんだと言う説明をして欲しいんです。この要するに図で見る遮水壁ですね。これ分割発注で

すか。それとも一本のどこかにちゃんと発注するんですか。それで何時までに作りますか。

A：（東電）この遮水壁につきましては、競争発注をするつもりでおりまして、技術的にも価格的にも一番優れてるところ、両方とも同時と言う事がなければ、バランスと言う事、そういうことで考えております。ご指摘の良い物を作ってると言う事は発信しろと言うのはおっしゃるとおりでございます。今後、施工者が決まって施工が始まるような状態になりましたら、そういうお話も出来るというふうに思います。

Q：しかしながらね。要するに額によって、東電もちろん、発注業者って言うのは見てる訳ですよ。A、B、C、Dと言う形で、でまあ、これ漁民の方から見たらどこが作るんですかと、地場ゼネコンがやるんですかと、スパーが入るんですかと、しっかり白い服着てやるだから、2次引き受けや3次引き受け、実際は4次引き受けだと、そういう事がありうる訳ですよ。だから僕はね。これは東電が自分で作れば良いと思うんですよ。本当に責任持って、だけど、それを鹿島とかどっかにやるんだったらちゃんとした業者に作らせるのは当たり前ですよ。それが公開出来ないなんて言うのは可笑しいんですよ。少なくとも東電さんは原因者なんですから、自分で出来ないでどっかで発注するんだったらその業者がどこで、そこでこれこれのお金でこう言う仕様でやると言う事を説明しなかったら漁民の人は納得しますか。誰がやるんですかと、ですから伺っているのは一本発注か分割発注かと言う形でやるのか、良い物を作ると説明して下さいよ。それはね。義務だと思うんですよ。当事者として、だから、やると言う事を言うんじゃないで、良い物を作ると、それで迷惑を掛けないと、それが政府が国として世界に発信してくと言うのが義務なんじゃないですか。だから絶対に可笑しいと思いますよ。僕、こう言う記者会見と言うのは、やるって言うんじゃないで本当に良い物を作ると言う事を言わなければね。聞いてみたら企業間の、要するに契約関係があるからどこがやるかも分からない、幾らあがるのか分からないってそんな事有り得ますかね。

A：（東電）同じ答え方になってしまうんですが。競争発注と言うものは金額だけでなくてその中身ですね。工事の中身。安全性がどこまで担保される確実な工事なのか。あるいは、効果がより確実な工法なのか。そう言った技術的な内容の審査も含まれる訳でございますので。そう言う中でもっとも確実な工事をする。かつ、プライスの話も出てまいります、と言う意味での競争

を行いますので、その競争が終わってからになれば、どこそこがと言うお話は出来ますが、現段階ではなかなか、申し上げる訳には行かない。

Q：今日ね。10月17日なんですよ。これ10月17日着工予定と書いてあるんですよ。すると、これ一週間位で全部詰まって、競争入札してやると言う事なんですか。そう言う事で間違い無いんですね。じゃあ、その時には、しっかりどこがどう言う形やると言う事は公表して頂けるんですね。それなら良いんですよ。普通、考えてね。要するに8月末に完了になって10月末着工って言ったらどこがやると幾らの額で発注してると、それ普通じゃないですか。これ建設会社の常識ですから、この一週間位で本当に審査出来るんですか。

A：（東電）現在、まさに技術審査を最もピークでやっているところでございまして、10月末までの準備工事着工に向けて作業を進めてるところでございまして。ですからそれが10月末までに決定をすると言う事でございます。

Q：是非ね、次の統合会見が決まった時に、副社長なり社長が出てきてこう言う立派な物を作ると言うのを説明して頂きたいですね。

A：（東電）承知しました。

○フリーランス 上出

Q：フリーランス記者の上出と申します。相澤副社長来られていますので。経営陣の一角として答えれると思っておりますので、直接原発事故では無いんですが、電力業界全体に関わる事での東京電力としてのご見解をお伺いしたい。最近、九州電力とか北海道電力でですね。いわゆるやらせ問題が大きく取り上げられています。これは明らかに残念ながら隠蔽体質、新聞の表現を借りると偽造民主主義というふうに批判している人も居ます。要するに国民を騙してる行ためではないか言う事で、ところが九州電力の社長さんは一端、辞意を明示ながら、自ら作った第三者委員会に背いてですね。居直っている。枝野さんはそれに批判的な事を言ってる様ですけども、これにはいろいろ、電力会社の他からの圧力があったのではないかと言う事も言われています。そこでこの問題に関して、例えば電気事業連合会、電事連等でどう言う話をしているのか。あるいは、東電さんは一切これには関与していないのか。あるいは、何かご存知の事がございましたら、先ほどから言っている様ないろいろな事を明らかにすると言う透明性の問題から言ってもですね。是非、国民の方に分かるように東京電力のお答え出来る可能な限りこれを説明して頂きたいと

思うんですが。よろしく願います。これについてもし園田さん言って頂けるんでしたらお願いいたします。

A：（東電）九州電力さんのこの件につきましては、私どもとして働きかけをするとか、あるいは何かものを申し上げると言う事は一切してございません。また、いろいろないきさつがございましょう。私どもはコメントする立場にはございません。以上でございます。

A：（園田政務官）私の立場で申し上げますとですね。最初上出さん仰ったようにですね。この九州電力の件に関しましては、所管官庁である経済産業省、その大臣であるところの枝野大臣がそれにきちんと対応して、今求めているという状況であります。したがって、私から何か申し上げると言うことにはならないというふうに思います。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有ですけど。1問目はですね、前回の共同記者会見で園田政務官が福島第一原発の5号機、6号機の低濃度とされる放射能汚染水の安全性を実証するために、実際にその水飲んでみるということがあって、そういうお約束をされてですね。私、先週ネットに記事を書きましたけれども、かなり大きく反響がでした。しかし、その反響のほとんどがですね、どうせ今あるテーブルの上のミネラルウォーターとすりかえるんだらうというようなもので、もしも園田さん本当にいんちきしないのであれば、非常に心外なことだと思うんですね。それで、園田さんがそこまでおっしゃるのであれば、やはり福島第一原発の現地で5号機、6号機に溜まった低濃度とされる放射能汚染水飲んでもらって、園田さんそこまで体張ってやるいうわけですから、我々も全然体はってそういう取材させてもらうんで、記者クラブの方達はわからないですけど。我々のこの会見の運営に関連して作ったフリーランス連絡会というのが先日立ち上がりましてけど、そこで話したところ、それは是非取材に行こうという人達が何人も集まりましたんで、園田さんに現地でコップですくって飲んでもらって、我々もそれを現地で取材すると、そういう対等な関係でいったらどうかと思うんですが、どうでしょうかと言うのが一点目。

二つ目の質問はですね、森山さんにお伺いするんですけど、3人目の10月6日に亡くなった作業員の話ですけど、10日以上経っていまだに死因発表されてませんですね。今日も。それで、前回森山さんはこれに関しては文書で報告受けてるといようなこと言われて、前回の記者会見のかなり終盤部

分ですね、ヤナギハラミカさんって言う死因究明問題では専門家のジャーナリストと私で追求してですね、東京電力では死亡診断書を確認しているんですよ。この3人目の亡くなった作業員の。だけど、この死亡診断書と言うのは、通常の病死の場合に発行されるものですから、今回言われているような朝礼の時に突然倒れて運ばれたとか、こういう場合は異状死、変死扱いにしなければならぬと、これは日本法医学会のホームページにも出ているような話ですし、前回ヤナギハラさんの方で厚生労働省の死体検案書記入マニュアルというのも示したかと思うんですが、死体を検案して死体検案書を発行しなきゃいけないですね。死亡診断書を勝手に病死扱いにして発行したらいけないことなんです。それで、死亡診断書を発行して、勝手に病気扱いでこの方の処理終わらせちゃって、本来ならば死体を検案して死体検案書発行して、これ異状死ですから24時間以内に警察に届け出て、警察が検視して必要があれば解剖しなきゃいけないんですよ。こういった手続き、一切してないわけですよ。そうすると、どうなるかと言うと、これやった医師は医師法違反になっちゃうわけですよ。それは医師法違反は何かと言うと刑事罰もあるわけですから、森山さん公務員なんですから刑事訴訟法上、告発義務もあるわけですよ。なので、森山さん捜査機関に告発していただけるんですよ。医師法違反でこの事案は。ということ、その同じ事案ですけど園田さんに聞きますけれども、10月6日にこの事件が発生して、ちょうどその日にこの会見があってですね、その時から我々は、フリーの人たちはこれは東電任せにしないできちんと調べなきゃ駄目だということも関わらず、園田さんはずっと東電さんにお任せしているということもずっと繰り返し言ってきたわけですよ。で、その結果がどうなったかと言ったら、異状死、変死者を勝手に病死扱いにしちゃったわけですよ。これは本当に辞任ものだと思うんですけど、そこらの責任どう考えてるんでしょうか。

三つ目はまたこれは記者会見参加問題になっちゃいますけれども、私の知人にハヤカワユミコさんってドキュメンタリー映画の監督がいて、この方もこの会見に出席したいということで申し込んでいたんですが、これは拒絶されました。このハヤカワさんと言うのはなかなか優秀なドキュメンタリー映画の監督で、2009年度にはですね、日本ジャーナリスト会議の新人賞をブライアンと仲間たちという最初に作ったドキュメンタリー映画で取ってます。今月行われた山形国際ドキュメンタリー映画祭でも賞を受賞されました。なんか賞金150万円くらいだったそうですけれども。ということで、なかなか実績もありますし、将来性もありますし、国交省、商務省の会見にも出てますし、なんら実績では問題ないと思うんですが、このドキュメンタリー映画の監督に対して、こちらの統合対策室ではあくまで署名記事を二つ出せと、

それが出来ないなら出席は拒否するというので。しかしですよ、ドキュメンタリー映画の監督に対して、署名記事を二つ出せと言うのはこれはありえない要求で、ここまで来ると本当排除するためにやってるとしか思えないわけですよ。記者クラブメディア以外を。もしだから、そういう意図でやってるんならば、我々フリーなり独立系メディアなりと話し合うとかっていうおためごかしというか、そういう姿勢を見せないで、はっきり言ってお前達は来ると本当ろくでもないことばっか聞くからちょっと退いてくれというようなことははっきりと言われた方が我々としてもすっきりするので、そこら辺はちゃんと来て欲しくないんだったら、来て欲しくないということを明らかにして欲しいんですけど、どうなんでしょうか。

A：（保安院）まず、保安院でございますけども。保安院として、文書でどういう事を報告受けているかということは、確か私保安院の方の会見でも少し申し上げましたけれども、まず当初ですね、体調不良を訴えられてJビレッジ経由で病院に搬送されたこと、それからその後病院での診察の結果の診断はこうであったということ、それから最終的に翌日お亡くなりになられたということでございまして、保安院としてそれが死亡診断書でこうだということろまでは説明は受けておりません。あくまでも口頭での説明はありましたけれども、文書ではそういう事です。保安院としては、特に被ばくの観点から問題はないかという視点で見えておりまして、労働災害としては労基署の方に連絡が行っているということでございますので、その状況を見ているということでございます。以上でございます。

Q：ですから、それ前回の記者会見森山さんもいらっしゃったわけですから、前回の記者会見の最後で松本さんの方からですよ、これ死体検案書ではなくて死亡診断書が出ているということ言ってるわけですから、死亡診断書が出る事例ではないのに死亡診断書が出されているのは医師法違反なんだから、はっきりしてるわけなんですよ、こんなのは。別に報告受ける受けないじゃなくて、公の記者会見の場でそういう事が明らかになったんですから、これについてきちんと調査するなり、調査するどころか告発義務があるんだから告発するべきだと思いますけど、しないといけないんじゃないですか。だって、この記者会見の場で明らかにされたんですよ。そうやって通常の死亡診断書って言うのは通院してるとか入院してる人がその病気で亡くなった場合に発行されるものなんですから、明らかにおかしいでしょ。

A：（保安院）保安院といたしましては、あくまでも原子炉等規制法の中で規制

をしておりますので、その範囲での問題を見ているということでございます。

Q：私、医師法違反だとここで強く森山さんに言っているんですから、森山さんこれちゃんと処理しないと森山さんの責任になるんですよ。

A：（保安院）繰り返しになりますけども、保安院といたしましては炉規制法の下で規制をしております、その範囲で確認をしているということでございます。

A：（園田政務官）その作業員の件でございます。まずそこからお答えさせていただきますと、先日もお伝えはさせていただきましたけれども、病院ですね、まずお亡くなりになられているということでございますので、当然ながらその中において医療関係者の方々のご判断というものに対してですね、何かまだ誤っているということは見受けられていないのではないかとというふうに思います。それも含めてでありますけれども、先般来、申し上げさせていただいているように、まだ個人のプライバシーの関係もありますので、まだきちんと関係当事者の皆さん方との接触ができていない状況が続いているようでもあります。したがって、それが確定するまでは、確認させていただくまでは、もう暫くお待ちをいただきたいなというふうに考えているところでございます。したがって今までの現段階で、何か進展があるかということ、残念ながらまだ私どもとしても進展が見出せていないというところでございます。この間もお約束をさせていただいたように、進展が見られて、そして確認がとれ、更にそれが公表に、ご本人も含めて差し支えないということが明らかになった段階で、私どもとしてはその情報を皆さま方には、そういった形でお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。それから5、6号機の水の関係でございますけれども、私ちょっと勘違いしております、ここに持たせて来て、ここで皆さん方の前で飲水をするというふうに受け止めさせていただきましたので、そのように東電の方には現地から持って来てくれというような話はさせていただいたんですが、ちょっとそういうことでありましたら、どういう形でできるかまたちょっと検討はさせていただきたいというふうに思います。それから、早川由美子さんの件でございます、ご指摘はいただいたんですが、私どもの現段階での考え方としては、こういった記者会見、この間の世田谷の件もありましたけれども、やはりその場で情報が的確に皆さん方に分かり次第お伝えするという状況も、やはりこの記者会見の中においてはございますので、そういう意味がやはりこの記者会見の中にはあるんだろうなというふうに私は思っております。そういっ

た意味では、統合対策室のこの共同記者会見の当初の目的からすると、より多くの皆さん方にその場でお伝えはできるという状況をやっていただくためには、なるべくそういった私どもの考えた基準にしたがって運用をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。したがって、大変著名な方であるというのは、私も資料を私自身も拝見させていただきました。その上でご活躍をされてらっしゃるといのは認識をさせていただきましたし、またその世界、いわゆるドキュメンタリー世界の中では大変素晴らしい方であろうというふうに受け止めさせていただきましたので、そういったドキュメンタリー映画を作る際には、当然ながら私も含めて、取材等のご協力はさせていただくことには、全くいとわないつもりでございます。で、この記者会見という形からすると、当然そういった形で国民に速やかにお伝えをしていただく、適切にお伝えをしていただくという状況を作らせていただきたいものですので、そういう観点の記者の方をお願いを申し上げたいと。これはフリーの方も含めてお願い申し上げたいというのが、現時点での考え方でございます。

Q：ちょっとじゃあもう一回、今の三つの確認ですけど、一つ目に関してはやはり今の国民感情からいくと、政府の言うことをそんなすぐには信用できないわけで、やはり現地でどうせインチキしないんだったらやってもらいたい。その時は我々もきちんと取材行きますからということを検討されると言ったので、是非よく検討してください。二番目のことですけれども、二番目のこの作業員の死亡に関しては、これは死亡診断書で処理する事案でないことは明らかなので、厚生労働省なり警察庁なり聞けばこんなの一発で分かることですから、警察に届け出てないというのは、これ本当におかしなことで、医師法違反まで犯して死因を隠すというのは、これは余程のことがあったとしか思えないわけですよ。とにかく今回の案件を、作業員の死亡を、死亡診断書で発行して普通の病死扱いしたということは、絶対手続きとしておかしいわけですから、これに関してはきちんと説明してください。これは本当に、普通の医者でもなんでも聞けば分かることなんですから、あなたこういう時死亡診断書書きますかって言えば、いやそんなことしたら捕まっちゃうから嫌だと言うに決まってるわけで、それをきちんと、なんでこの場合は死亡診断書までやっちゃのかというのは、本当に不思議、不思議と言うか、死因に問題があったとしか思えないわけです。それきちんと調べて報告してください。で、三番目のことですけど、今の園田さんの言われ方ですと、こうなっちゃうと完全にもう映像系のビデオ、ビデオジャーナリストという人も最近いますし、ネットで動画を配信してる人もいますけれども、そういった人た

ち全員排除されちゃうわけですよ。古い紙メディアの、日本雑誌協会とか新聞協会とかに署名記事書いた人以外は事実上入れないわけですよ、署名記事なんてもの要求されてますから。これは絶対おかしいことなので、本当に変えてもらいたい。今週また協議あるみたいですけど、フリーの方と。本当にそうしないと、なんて言うんですか、本当だったら空いてる席にそういう人たちが来て、別に取材したっていいと思うんだけど、それができないというのはおかしいことだと思う、誰が見ても。

A：(園田政務官) はい。まず作業員の方でございますけれども、ご指摘はいろいろと皆さん方も、死因も含めてお伺い、失礼、取材をしたいというのは分かりますし、私どももこれに限らず一般論として、何か事故やそういったものがあれば、皆さま方に速やかにお伝えをしていくというのは私どもの務めであるというふうに思っております。事更、この案件につきましては、先ほど来からも申し上げておりますけれども、先般来も申し上げておりますけれども、事更当事者の、関係当事者の方の確認がとれてない状況でございます。そういった面では、それをもう一度今しばらくお待ちをいただきたいというふうに思っております。私どもとしては責任ある対応をしてまいりたいというふうに思っておりますので、その辺はご容赦をいただければというふうに思います。

Q：一つだけ確認させてもらえます。この10日間ずっと遺族に確認するっておっしゃられてるわけだから、私最初から言ってますけど、これは要するに身寄りのない人なんじゃないですか。この方は。

A：(園田政務官) ご遺族の方はいらっしゃるということを知っております。で、三点目の件でございますけれども、いろいろご指摘をいただいておりますので、私としては皆さん方からご意見を承らせていただいて、それに対しての考え方というのは、また更に検討はしていきたいというふうに思っております。あの、ビデオジャーナリストなどを排除しているということはございませんので、先ほど申し上げたように、記事として速やかにいろんな媒体を使って、国民の皆さん方にブログも通じながら発信をしていくというのは一つの、私はツールであろうというふうには思っておるところでございますけれども、その一つの方法として一年間に二つ以上のものを、そういったところ、大手も踏まえて発信をしていくという状況は是非とも作って、ご理解をいただければというふうに思います。

Q：それなら署名記事じゃなくても、この一年間に二つの映像作品を出せばいいんじゃないんですか。そういうわけにいかないんですか。

A：（園田政務官） すいません、ビデオジャーナリストも含めて、それは当然ながら対象にはなっているんですけども、ただその部分で申し上げるならば、先ほど申し上げたように、1番から7番、そして8番に所属しているところ。それに準じる形で発信力を私どもとしては、求めさせていただいておりますので、個人的にブログをやっているというような形ではなくて、それを幅広く公の中で生業として活動され、そしてそれがきちんと規定の中に入った段階において、私どもとしてはそういう方にこの場で取材をお願いをしているということでございます。

<東京電力からの本日の作業状況の説明>

○司会

それではここで、東京電力の方から今日の作業状況についての説明を少し挟まさせていただきますと思います。

○東京電力

質疑の途中でございますが、福島第一の本日の実績等についてお知らせさせていただければと思います。

初めに、原子炉への注水の状況でございますが、17時現在1号機は給水系から3.6m³/h、2号機は給水系から3.5、炉心スプレイ系から7.1m³/hで注水中でございます。3号機は給水系から2.2、炉心スプレイ系から8.0m³/hで注水中です。格納容器内への窒素ガスの封入ですけれども、17時現在1号機の格納容器内圧力は120.5kPa、2号機は120kPa、3号機101.5kPaでございます。

使用済み燃料プールの循環冷却です。17時現在1号機は、プール水温26℃、2号機29℃、3号機27.4℃、4号機37℃という状況でございます。タービン建屋の溜まり水の移送につきましては、現在2号機はプロセス主建屋に、3号機は雑固体廃棄物減容処理建屋に移送を行っておりますけれども、明日は水処理設備の停止がございますので、明日の午前中にこちらの方の移送も停止する予定でございます。

それから各建屋の水位の状況です。プロセス主建屋の水位は16時現在3,792ミリで午前7時と比べますと5ミリの上昇。雑固体廃棄物減容処理建屋は3,466ミリで、午前7時と比べますと52ミリの上昇になります。サイトバンク建屋はOPで4,495ミリ、午前7時と比べますと3ミリの上昇になります。

トレンチの水位です。16 時現在 1 号機はダウンスケール中。2 号機は 2,971 ミリ変化ございません。3 号機は 3,243 ミリで午前 7 時と比べますと 13 ミリの低下です。

タービン建屋の水位です。16 時現在 1 号機は 4,930 ミリ、2 号機 2,998 ミリ、3 号機 2,937 ミリ、4 号機 3,054 ミリとなります。午前 7 時と比べますと、1 号機が 2 ミリ、2 号機 1 ミリ、3 号機 15 ミリ、4 号機 13 ミリのいずれも低下でございます。

原子炉建屋地下 1 階の水位です。16 時現在、1 号機は 4,406 ミリ、2 号機 3,080 ミリ、3 号機 3,100 ミリ、4 号機 3,080 ミリとなっております。午前 7 時と比べますと、1 号機は 2 ミリ、2 号機 1 ミリ、3 号機 15 ミリ、4 号機 12 ミリのいずれも低下でございます。

作業の状況についてご連絡致します。遠隔操作によります瓦礫の撤去に関しましては、本日 1、2 号機の超高压開閉所付近にて撤去作業を行っております。それから循環型海水浄化装置でございますが、本日 9 時 35 分に定期メンテナンスを終えて運転を再開致しました。

それから 1 号機原子炉建屋のカバー設置工事でございますが、排気フィルターユニットの組み合わせ試験と、機材搬出を行っております。

水処理装置の運転の状況につきましては午前中から変わりがございませんが、明日の 10 時をもちまして、電源停止の関係でセシウム吸着装置、キュリオン、サリー、RO 膜の淡水化装置全て停止致します。再開は 19 日水曜日の午前中の予定です。ベッセルの交換につきましてはキュリオン側、本日ベッセルの 2 塔、H ベセル 2 塔を交換致しております。

それから先ほど、福島第一で内部汚染の取り込みの恐れがあるということでホールボディを受検致しましたけれども、ホールボディの受検結果では記録レベル未満ということで、放射性物質の内部への取り込みは無いというふうに判断致しております。

それから本日私どもが配布させて頂いている資料の中に、福島第一原子力発電所敷地内外における降下物の核種分析の結果という資料がございます。こちらは原子炉建屋からどれくらい放射性物質が出ているかということについて、陸地側で水盤、たらいのような物を置いて測定を致しましたけれども、1 ヶ月の測定結果ではお示ししたとおりでございます。特段、周りの木ですとか建物等からの影響がございまして、明確にこの評価から建屋の放出量については測定が難しいということが分かっております。したがって今後、調査計画の見直しをしつつ、再度、降下物の採取分析を行いたいというふうに考えております。東京電力からは以上でございます。

<質疑応答継続>

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりでです。どうぞよろしく願いいたします。まずロードマップに戻ってしまうんですけども、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋の進捗状況という所で、17ページの電離放射線障害防止規則を改正し、というところなんですけれども、これは10月11日に指針を公表となっておりますが、具体的に、これは厚労省が9月30日に通達した電離則59条の2を改正したというところと同等なのでしょうか。これは保安院の森山さんをお願いいたします。そして東京電力の松本さんに。先ほど、本日マスクを適正に着用せず、内部被ばくをされたかたのホールボディカウンタの結果を教えてくださいましたが、記録レベル未満ということですが、具体的にどれ位なんですか。検出限界以下ということでしたら、その検出限界も教えてください。そして併せて経口被ばく、吸入被ばくを疑われたということで、鼻スミア試料も取っておられたかも回答よろしく願いいたします。そして園田政務官をお願いいたします。本日福島県で第4回県民健康管理検討委員会がありまして、傍聴と会見に取材に行っていましたけれども、そこで県民健康管理ファイルという住民の方々が個人の被ばく線量を自身で管理するための手帳を配布するということが了承されました。これは内部被ばく外部被ばくだけでなく医療被ばく検査被ばく等、生涯にわたって被ばく線量を管理するための手帳を個人それぞれが持つということなんですけれども、これは検聴の方からの報告でありましたが、委員の方からの質問でも県庁の方でも、度々、広島と長崎の被ばく者健康手帳という言葉が出てまいりました。そしてこの県民健康管理ファイルにどのような機能、どのような真意を持たせるか等もこれから議論するかどうかといった事も話し合っておられましたが、この被ばく者健康手帳を、これは長崎広島の方々ですけれども、このような医療費などの支援を、そういう機能を持たせた手帳等を、福島の方々に持って頂くかどうかの議論等は今まで行われているのでしょうか。若しくはどこの機関でそういう議論が行われるのでしょうか。よろしく願いします。

A：（保安院）始めにご質問頂いた17ページの件でございます。17ページまる3、電離放射線障害防止規則を改正し、という段落でございますけれども、これは厚生労働省のホームページに10月11日付けで出ております。東京電力福島第一原子力発電所における緊急時作業従事者等の健康の保持増進のための指針を定めましたということで、10月11日厚生労働省のホームペ

ージを見て頂けると詳しい資料は出ております。概要をご説明いたしますと、まず緊急時作業に従事した間の被ばく線量が50ミリシーベルトを超えるかたについては、1年に1回白内障の検査をする。100ミリシーベルトを超えるかたについては、1年に1回がん検診等実施する。そして全員に対して保険指導等をするというような内容でございます。そして緊急時作業の健康診断の結果ですとか、放射線量の管理等の実施状況を国に報告しまして、国が設置するデータベースにそれらを記録していくってというような、大体の概要でございます。詳しくはネットで出てくると思います。

Q：ありがとうございます。9月30日の指針の中には、その中に今回の指定緊急作業に従事した労働者（転職したもの含む）と記載されているんですけども、この転職した方々を転職された作業員の方々を含むという効力は、どの日付から効力を発生するのでしょうか。

A：（保安院）すいません。9月30日と言われましたけど、ここの17ページは10月11日なんですけど。もしかして違う事をご質問されているのでしょうか。

Q：いえ。すいません。その基になった厚労省の同審議会の答申です。

A：（保安院）それは9月26日なんですけれども。

Q：9月30日に厚労大臣から出ている文です。

A：（保安院）どういう中身でしょうかちょっと。

Q：電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要項です。

A：（保安院）改正する省令案要項、すいません、ちょっと日にちが違いますので後で別途詳しく、会見終了後に聞いて頂いた方が、ちょっとご質問が特定できないので。

Q：分かりました。労申発第628号の文です。後でまた後ほどよろしくお願ひします。

A：（支援チーム）支援チームでございます。県民健康管理調査の関係でのご質

問でございましたが、ご指摘のこのファイルというか手帳のようなものですが、これまでどういう機能を持たせるかということについては、今後の議論だと承知をしておりますが、ちょっとご質問に誤解があったかもしれませんが、財政支援的なこととかそういうのがあるのかどうかというご質問だった、そういう理解をしましたが、そうだとすればそのようなことは、現在検討されていません。

Q：分かりました。それは医療費、被ばく者健康手帳のような医療費などの支援をする予算はないという認識でよろしいでしょうか。

A：（支援チーム）はい、そのように認識をしています。

Q：分かりました。では、被ばく者健康手帳などの議論は大体厚労省の管轄でよろしいでしょうか。もしこれからそういう議論が行われる場合、担当部局としまして。

A：（支援チーム）福島県の方でも県民健康管理調査、まさに今日行われていた県民健康管理調査の委員会のこの話だと理解してはいますけども、こういうところで専門家の方々も含めて今議論をされているということだと思しますので、その中には支援チームの人間もいますし、厚労省さんの方もいますし、引き続き議論をしていくということだと考えてます。

Q：分かりました。その議論としましては検討委員会という認識でよろしいでしょうか。

A：（支援チーム）すいません、今日の会議の詳細、ちょっと私も承知をしておりませんので確定的なことは分かりません。一般論としてどんな機能を持たせるのかということについては今後議論がされていくものだと承知をしていると、こういうことでございます。

Q：ありがとうございます。一般論としまして今後議論の決定権を持っている担当部局を教えてくださいなすけれども。

A：（支援チーム）改めて回答したいと思います。

Q：よろしく申し上げます。

A : (東電) 東京電力でございますが、先ほどの内部被ばくの恐れのある方でございますが、ホールボディの記録レベル未満に関しましてはちょっとデータそのものをご確認させていただきます。記録レベルは2mSvでございます。それから鼻スミアに関しましては、実施しております、バックグラウンド 680 CPMに対しまして測定結果が700CPMでございますので、ほぼバックグラウンドレベルというふうに考えております。

Q : 分かりました。ありがとうございます。鼻スミアの核種の分析などはされたのでしょうか。

A : (東電) こちらはCPMでカウントを確認するだけでございますので、核種の分析の予定はございません。

Q : 分かりました。先ほどお示しいただいた敷地内外における放射性降下物の核種分析結果、そしてホールボディカウンタなど、アルファ核種は検出されていないと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

A : (東電) これまでも発電所内のいわゆる大気のアスト等からはアルファ核種は見つかっておりません。

Q : 分かりました。大気中からは検出されないけれども、土壌からは検出されておりますよね。

A : (東電) はい、そうです。

Q : 分かりました。それが風などで巻き上がって吸い込む可能性もあると思いますので、この今日、内部汚染、被ばくされた方は屋外の作業だったのでしょうか、すいませんその時に。

A : (東電) ちょっと少し補足させていただきますと、この人は1号機の原子炉建屋2階で、したがって建屋の2階になります。今回炉心注水系の多様化ということで、炉心スプレイ系の水を入れるべくラインの準備作業を行っております。その際に流量計の取り外しという作業がございましたので、そちらの方で従事した者になります。したがって作業場所としては建物の中でございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。建物内などで風などで巻き上げたアルファ核種も吸い込んでいないという評価でよろしいでしょうか。

A：（東電）建物の中でございますので、そういった意味では完全に否定することはできないと思えますけれども、全体としてはバックグラウンドのレベルでございますので、量としては多くないというふうに判断いたしております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○フリーランス 上出

Q：フリーランスの上出です。2つ質問させてください。なるべく簡単に言います。一つはロードマップに戻るんですが、工程表。園田さんにお聞きします。いろんな説明がございましたが、結局この前、国際公約をされて、年内に繰り上げてというのにあたるのは一体何と何を達成すればやはり国際公約を果たしたということになるのか、再度確認したいと思えます。それが一つ。

それからもう一つ、これは本当は皆さんたくさんいる中で言いたくはなかったんですが、寺澤さんが取り上げたので。このオープン会見の在り方なんですけれども、私もフリーランスでもともとマスメディアにおりまして、事情をよく知ってますが、はっきり言って今まで新聞とかテレビとかっていうのは、結局は既得権でいろいろなこと優先されてるだけであって、大蔵省の公共施設を使っていいという通達がありますけども、相当何十年か前の。それ以外に法的に保障されたものってのは多分ないはずなんです。ですからこういった会見は今の状況を見ててもスペースは十分ありますし、やはりなるべくたくさんの方が出れるという方向で実績のある方とわかれば、そんな形式にとらわれないで出ても一向に支障がないんじゃないかと思うんです。こうやってネットで見てる方もいるでしょうし、そういう方から考えてもその方が自然ではないかと思えますので、是非その辺はご検討していただいて、今までの基準で8ぐらいまである基準を満たして何本というのではなくて、やっぱり一定の実績を認められる方には、例えばかなりしっかりした雑誌部会に入らなくても、発信母体があるとか、ネットでもしっかり配信してるとか、いろんな判断ができると思うので弾力的にそしてここで何人か増えて問題があるのならその時にまた考えればいいのであって、そういう形で十分やっていけるんじゃないかと思えます。やっぱり透明性とかオープンとかいうのはこの共同会見、原発問題の大事な部分だと思いますので、是非その辺前向きに検討していただきたいと思えます。この2つよろしくお願ひします。

A：（園田政務官）ステップ2の目標を年内に達成するという事で、目標値を定めさせていただきます。再度確認ということでございますので申し上げさせていただきますと思います。まずステップ2の目標でありますけれども、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている、これがまず目標でございます。このためには以下を目標としております。原子炉は冷温停止状態の達成。2点目、使用済燃料プール熱交換器の設置によるより安定的な冷却の達成。3点目、滞留水、水処理施設の拡充による滞留水の全体量の減少。4点目、地下水、海洋汚染拡大防止のための遮水壁の工事着手などと。そして5点目、大気土壌、1号機原子炉建屋カバーの設置などという形でこれを挙げさせていただきます。特に冷温停止状態の達成には先ほど来ずっと申し上げておりますけれども、压力容器底部の温度がおおむね100℃以下になっていること、そして格納容器からの放射性物質の放出を管理し、追加的放出量の公衆被ばく線量を大幅に抑制していることということで、敷地境界においては1mSv／年以下にすることを目標といたしております。この条件を維持するため循環注水冷却のシステムの中期的安全を確保していることということで、これを慎重に今保安院が中心となってこれに対しては評価をして確認をしていくという形を取らせていただいております。

Q：ちょっと言葉尻になるかもしれませんが、これが一つに達成されないとやっぱり達成されたことにはならないのかということと、国際公約とこれは完全に重なるのか、その辺どうでしょうか。ちょっと先ほど微妙な問題もあったようなので達成できるかどうかというのは。

A：（園田政務官）そういう面では今申し上げたことが達成しているということが保安院によって確認をされる、そしてしっかりとそれが私どもとしても厳選に認められたという時が来たら、それはステップ2が終了したということが言えるのではないかというふうに思います。これは当然ながら国内外通じて私どもとしては、取り組んでいく必要があると、公約としても申し上げているわけでございますので、これは国内国外を問わず、外に対してはしっかりと行っていくということはお約束を申し上げたいというふうに思っております。それから2点目、先ほどすいません、会見のことについてお話がありました。会見については当然ながらいろんな考え方があるというふうには思っております。私どもとしては、現段階においてこういうこの記者会見の状況というものを設定をさせていただいて、それに順ずる形で皆さま方にはご協力をいただいておりますというふうに認識をいたしております。これに限

らずもう少し一般論で申し上げれば、当然ながらいろんな改善であるとか、あるいは見直しというのはあるというふうに思っておりますけれども、現段階においてはまだ政府としては、これは全体的な話ですけれども、まだそういった状況にはないということだけ現時点では申し上げておきたいと思いません。

○フリーランス 綿井

Q：フリーランスの綿井と申しますが、これまでも折に触れてお聞きしてはるんですけれども、園田さんと東電の方にお聞きしたいんですが、福島第一原子力発電所を敷地内、いつ頃報道陣に公開するのか、そのめどだけでも教えていただけませんか。冒頭で園田さんが順調にステップを進んでいるというのであれば、どのあたりでもって公開に踏み切るのか、あるいは何か原因で今公開できないのか、その辺りも半年経ってるわけですので、いつまでもこうやって発表写真とか、皆さんからの写真とか映像だけで済ませてる場合ではないんじゃないかなというのが率直なところですよ。それが1点目。

2点目は、せめてJヴィレッジぐらいは公開できないですか。Jヴィレッジ先日行ってきましたけれども、いろんな業者の方が出入りしています。別に防護服等着ないでマスク等もしてない方もいます。特に短時間で公開するのであれば何も支障はないと思うんですが、せめてJヴィレッジぐらい、とにかく早く報道陣に公開していただけないかというのが2つ目です。それについてお願いします。園田さんと東電の方両方お願いします。

A：（園田政務官）取材という観点で申し上げれば、敷地内とそれからJヴィレッジという形でお分けをされましたけれども、それも含めて今検討をさせていただいている状況でございます。従前より皆さん方に本当に様々な形でご心配をおかけをしておるなというふうには思っておりますので、なるべく私どもとしては現場の形が分かるような形でこれまで写真やら、あるいは映像でも公開をさせていただいてきたつもりでございます。言うなれば、そういった意味でいろんな部分で今対策が進んでおりますので、その対策とそれから先ほど来申し上げておりますように、まだ敷地内において様々な形で危険な箇所というものもあるかもしれないというのはありますので、まだその辺が私どもとしては最終的に確認をされている状況ではないということでございます。したがって現段階において皆さま方をお連れをするということとはなかなか難しいのではないかとこのふうには思っております。ただ、検討につぐ検討はそれは敷地内、それからJヴィレッジ双方ともに検討は加えさせていただいているということでございます。もうしばらくお待ちをいただ

ければと思います。

Q：しばらくというのはどれぐらいのものなんですか。何がクリアされれば踏み切りますか。

A：（園田政務官）皆さま方の安全性と、それから工事の進捗状況に差し支えないという状況が満たされればその時に判断がなされるというふうに理解をしております。

Q：閣僚とかこれまでに調査で入ってる方は短時間でたくさんいらっしゃいますよね。そのレベルでも無理なんですかね。

A：（園田政務官）いわゆるそういう意味では、私どもは発電所の事故に責任のある立場でございますので、そのものとそれからそうではない方の違いというものはご理解をいただければと思います。

Q：Jヴィレッジに関してはどうでしょうか。

A：（園田政務官）それも含めて検討はさせていただいておりますので、もうしばらくお待ちをいただければと思います。

Q：Jヴィレッジも危険要素があるんですか。

A：（園田政務官）一連の流れもありますので、そういった面では検討は幅広くさせていただいておりますので、もうしばらくお待ちをいただければというふうに思います。

Q：次は例えばいつ頃回答をしていただけるとか、そのめどさえ立たないところのまま半年1年ずっと皆さんの発表写真とか映像だけで済ませるということなんですかね。

A：（園田政務官）いや、当然私どもも先ほど申し上げたような形が、条件が整えば当然速やかに皆さま方にはお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

Q：東京電力の見解はないでしょうか。

A : (東電) 今園田政務官がおっしゃったとおりでございます、実際にここ1ヶ月の間、先月の今日のこの場でも私の方からも鋭意検討させていただきますという話を申し上げましたが、いろいろと調整をさせていただいています。クリアしなきゃいけない項目が何があるかというのはよくよくご存知だと思いますので申し上げはしませんが、更にその具体的に計画を進める上でどんな障害が出てくるのかということも含めて調整をさせていただいています。時期については今のところ何とも申し上げられませんが。というわけでございます。以上です。

○NHK 花田

Q : NHKの花田と申しますが、東京電力の松本さんに何点か伺わせてください。今日の先ほどのレクであった施設運営計画のPSAの関係の点で伺わせてください。まず今回 2.2×10 のマイナス4乗で5,000年に1回という評価が下りましたけど、前回の10のマイナス6乗から10のマイナス7乗で、100万年から1,000万年に1回程度という試算があったという理解でいいのかというのと、これがどのような時の、震災前の試算で聞いているんですけど、どのような時の試算だったのか確認させてください。

あと2点目は8の6のところを示されてる起因事象発生頻度というのと炉心再損傷頻度というのがあるんですけど、積み上げを見るとこの炉心再損傷頻度というので確率を見ればいいのかという気がするんですけど、それでいいのかというのと、この起因事象発生頻度がどういうふうに関わっているのかというのを確認させてください。あと、今回このリスクが前回と比べて高まった理由として本来の設備が使えてないということがあるというご説明は伺ったんですけど、このあたりの理由をもう1回伺いたいのと、その弱点、今回明らかになった弱点にどのように対応していくのかというのを一部改めてになりますが確認させてください。お願いします。

A : (東電) まず、これまでに行った炉心損傷頻度PSAの結果でございますが、こちらは原子力安全・保安院さんの方に提出しております定期安全レビュー報告書というものがございまして、その中で記載がございまして、10のマイナス6から10のマイナス7というふうに申し上げましたけれども、少し細かくご報告させていただきますと、1号機は 3.9×10 のマイナス8乗/炉年になります。それから2号機が10のマイナス7乗程度、3号機が 1.3×10 のマイナス7乗、4号機が 1.6×10 のマイナス7乗といったオーダーでございます。こちらに関しましては私どものほか、原子力安全・保安院さんの方も同様な

PSAをやっております、オーダー的には合っているという状況でございます。それから8の6ページでございますが、これは起因事象の発生頻度と、炉心損傷頻度というふうに2つ並んでおりますが、発生頻度はいわゆる今回7つの起因事象の中で、一番最初、例えば大津波が起こる確率はこのことでは700年に1回という形でスタートすることでございます。そちらに関しましてはその後、ポンプの起動失敗確率等を重ね合わせてきまして最終的に炉心損傷頻度がいくつになるかということを試算したものでございますので、最終的に使用する値としては炉心損傷頻度という形になります。今回の場合ですと、7つのケースを試算いたしました、注水ラインの機能損失と大津波事象というのが卓越しているという状況でございます。

Q：ありがとうございます。あと今の中であった定期安全レビューというのは、これはいつのものかという確認と、あとすいません3点目で伺ったこの対策と言いますか、どういうふうに対応していくのかというのを伺わせてください。

A：（東電）まず、対策の方で申し上げますと、今回この注水ラインの機能損失というところと大津波事象というところが卓越しておりますので、そのところを今後、添付しておりますイベントツリーにしたがって、どういったところを低減すると一番よく効くかというようなところを踏まえて対応していくこととなります。したがって注水ラインの方でいいますと、例えば先ほどのご質問にあったとおり、追設部というところが十倍悪いというようなことございますので、それをどういったふうに低減していけば全体に効くかというようなところを評価して行くこととなります。それからPSAの報告の時期でございますが、第一の1号機は22年の11月、2号機は13年の6月、3号機は18年の3月、4号機20年の4月という時に公表してございます。

Q：最後1点、先ほどのご説明にあった炉心再損傷頻度というのはわかったんですけど、これは要は、項目であるのを全部積み上げて、足し上げていくと2.2掛ける10のマイナス4乗になるという理解でよろしいのでしょうか。

A：（東電）はいそうです。この7つの事象の足し算が最終的に2.2掛けの10のマイナス4になるということで。先ほど申しあげたとおり、炉心損傷では、いう定義は、温度が1,200°Cに到達するような事象ということでご理解ください。

○フリー 伊藤

Q：フリーの伊藤と申します。東京電力にお願いします。先ほどの原発の現場の見学についてお尋ねします。ある程度というか、もう既に専門家の方がいろいろ短期間で入られて、作業もある程度進んでいるなら、ある程度公表された方が福島県民の皆さんにとっても安心な材料に繋がるのではないかと思うのですが、ご検討いただけないでしょうか。以上です。

A：（東電）ありがとうございます。そういったことも含めまして現在、国とも相談をさせていただいているところでございます。

Q：県外に避難されている方には特に、やっぱり現場のことが少しでも分かった方が、ご家族皆さんの安心に繋がると思うので、作業場、報道が入るといふご検討を是非お願いいたします。ありがとうございます。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしく申し上げます。回答する記者団の佐藤です。3つあります。まず、東京電力に確認なんですけれども、先ほどの1回目の質問で免震重要棟での集中監視システムのウェブカメラの映像、一度公表されているということでしたけれども、私の方でその間、ざっと探したのですが見当たりませんでした。会見終了後でいいので、どこに掲載されているか教えてください。

まず保安院によろしくお願いいたします。福島第一の現地にいる保安検査官に対して、ライブカメラを設置できそうな場所を探すようお願いしたいのですが、それは可能でしょうか。今、ライブカメラが1号機の側から4号機の方を映すように設置されていますけれども、それ以外の場所、ライブカメラを増設することについて、東京電力からはセキュリティ上の理由、技術上の理由で、予定が無いということをお答えいただいておりますけれども、法令上、問題がない場所というのが、どこら辺があるのか、それを知りたいと思っています。法令上、ここだったら大丈夫だろう、そう思われる箇所から建屋側を撮影した画像を保安検査官の方に撮影をさせていただいて、それを見たいと思っているのですが、それがまず可能かどうか。

それと東京電力、相澤副社長にもう一つ質問よろしく申し上げます。先ほど、綿井さんからの質問で、現場取材がいつぐらいになるのかということがありまして、これに対していろいろ調整しているということをおっしゃっていただきましたけれども、どのような調整をされているのか、この点、具体的にかなり細か

く知りたいと思います。口頭ですとご面倒あるかと思いますが、後日で結構ですので文書にしまして出していただけないでしょうか。以上です、よろしくお願い致します。

A：（保安院）保安院でございますが、保安院がというよりも東京電力からこういうところでという提案があれば、それは保安院として核物質防護上の問題が有るかないかは検討したいと思います。

Q：ごめんなさい。それが今、出来ない状況ですので、保安検査官の方に動いていただけないかという要望です。

A：（保安院）まず一義的に東京電力の方で、こういうところはどうかということをご提案いただいて、それが問題ないかどうかを確認したいと思います。

Q：それは東京電力からの要望でなければ駄目なんでしょうか。私からここのうでしょうかということでも可能ですか。

A：（保安院）やはり基本的には東京電力から、こういうところというご提案が必要だと思います。それからもう一つ付け加えますと、保安検査官は必ずしも核物質防護を見てるわけではございませんので、保安検査官が自ら、そういうところを特定することは難しいと考えます。

Q：まず2点目の方ですけれども、特定をするのは保安院としてやっていただいて結構です。現場の方と専門知識のある霞が関の方とのやり取りをえて、ここでしたら大丈夫というような判断が可能ならばですので、その点をご承知おきいただければと思います。

A：（保安院）まず事業所を熟知されている東京電力からご提案をいただくべきものと考えます。

Q：東京電力からは、一度そういった予定がないということをおっしゃっていますので。セキュリティー上の理由で無理ということでおっしゃっていますので、それで国の方をお願いをしたいんですけれども。

A：（保安院）繰り返しになりますけれども、あくまでも事業所を熟知されておられます東京電力からご提案があれば、それが核物質防護上問題があるかどうか

かは確認をいたします。

Q：東京電力、どうでしょうか。

A：（東電）東京電力でございますが、繰り返しになりますが、ライブカメラの増設につきましては、技術的な課題ですとか、セキュリティの面がございますので、現在のところ増設する予定はございません。

Q：保安院に対して、どこが可能かどうか調査を要望するようなおつもりはありますでしょうか。

A：（東電）現在、ライブカメラが作動しておりますので、今の場所がなんかの理由で使えないというふうな場合ですと、カメラの位置を変える必要がございますので、そういった場合には、改めて現地保安検査官さんなり、核物質防護上の専門家の方に見ていただくことはあろうかと思いますが、今のところは順調に映写っておりますので変更する予定はございません。

Q：今、映写しているのが1号機側からですから3号機4号機の方がほとんど見えない状況ですし、共用プールの方も全く状況が見えません。反対側から映写してもらえようようなカメラを増設してほしいというのが、こちらの要望なんですけれども、この点については如何でしょうか。

A：（東電）以前からご意見は承っておりますけれども、今のところライブカメラの増設の予定はございません。

Q：今のやりとり受けまして、園田さんによろしく申し上げます。政府としては、現地に取材陣を入れられない以上は、出来るだけ現地の情報を公開していくという方向だったと思うんですけれども、現在もそうでしょうか。

A：（園田政務官）はい、その方針に変わりはありません。

Q：でしたらば、今のやりとり、保安院と東京電力の見解、あと私からの要望をお聞きの上で、どのようにお考えでしょうか。

A：（園田政務官）当然ながら、東京電力のセキュリティの関係も含めて、核防護上の観点も踏まえて考えていかなければならないだろうというふうに思っ

ております。

Q：東京電力が、今、それをやる予定がないということでしたので、それじゃあ保安院の方に現地の保安検査官の方と協力して、ライブカメラを設置出来る場所を、国の方でさっさと検討、調査していただきたいという要望なんですけれども。

A：（園田政務官）そういったことが、今、東京電力からも出てきていないということですので、私どもとしては、それに対してなんらコメントする立場ではないというふうに思います。

Q：私が要望してるんですが。

A：（園田政務官）そういった面では、毎月私どもロードマップの改定で、皆さん方にお伝えをさせていただいておりますように、3号機、4号機の状況もですね、併せてこの写真等でも公開という形で、幅広く皆さま方にはお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。

Q：すみません。ライブカメラの話をしているので、月一度ですとか時折その都度出てくる写真の話ではないので、ライブカメラの設置場所をどこが可能なのか、保安院の方に指示して調査していただけないのでしょうか。

A：（園田政務官）今はそういったことがございませんので、当然ながら皆さま方にはですね、3号機、4号機の状況も見ていただくような形で写真等を準備をさせていただいているということですので。

Q：でしたら積極的に現場の情報を公開していきたいというのはこれは本当なんでしょうか。でしたら早めに現場取材させてもらえないでしょうか。

A：（園田政務官）そういう面では今、検討させていただいているというのは先ほどもお答えをさせていただいておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。

Q：すみませんけど、本当に情報公開する気あるんですか。

A：（園田政務官）情報提供は当然ながら今もやらせていただいておりますし、

私どもにその姿勢に変わりはありません。

Q：今の状況で十分だとお考えでしょうか。

A：（園田政務官）私どもでできる範囲で精いっぱいやらせていただいております。

Q：今の現状で精一杯ということですね。一応確認なんでもお願いいたします。現状で精一杯ということでもいいんでしょうか。

A：（園田政務官）はい、最大限皆さま方にはお伝えをさせていただいているつもりでございます。

Q：分かりました。今の質疑とも関係します。相澤副社長よろしくお願いたします。

A：（東電・相澤副社長）今後の公開につきましては、結論が出た段階でご報告をさせていただきたいというふうに思います。

Q：現在いろいろと調整をされているということですので、その調整の内容を今の時点、あるいは早い時点で知っておきたいのですけれども。まとめて文章にして出していただけませんかでしょうか。

A：（東電・相澤副社長）現在、検討段階でございますので、公開につきましては結論が出る段階までお待ちいただくということでございます。ご理解いただきたいといたします。

Q：それがいつになるか全く分からない状況ですので、じゃあどういった検討をしているのか、何が課題になっているのか出していただければ記者の側としても考えることができますので、それを具体的に知りたいということなんですけれども、応じていただけないということでもいいんでしょうか。

A：（東電・相澤副社長）公開をする件につきましては検討をしておりますが、その検討の段階で中身をお出しするということにはご期待にすることはできません。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。よろしくお願ひします。東京電力にお伺ひしたいと思ひます。今日記者の方々たくさんいらっしゃるので質問させていただきます。土日の午前のですね、東京電力の土日の午前の記者会見の取りやめに関する件なんですけれども、一社でも反対したら継続するというお話だったのですが、一社の社というのは、つまり意見を聴取する範囲というのはどういう範囲なんでしょうか、それが第一点目です。

第二点目としてですね、現在何社、何社っていうのは敢えて言ひますけれども、何社から返事があるのかということと、反対している社というのはあるのか、これが第二点目です。

第三点目としまして、いつまで返事を待っていて、いつ継続するか止めるか発表されるのか、この三点お願ひします。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、先週の土曜日に土曜日の午前中の会見についてご提案させていただいておりますけれども、まずこちらについてはまだ結論等は得られておりません。いつまでに返事をくれですとか、あるいはいつまでに返事を結論を出さなければいけないというものではございませんので、今のところまだ全く未定でございます。それから、一社か何社かについては少し確認させていただきます。

Q：分かりました。じゃあまだ、ともかく止めるとも、止めることに関しては全然まだ今後ということによろしいんですね。

A：（東電）はい。全く未定です。

Q：分かりました。はい、ありがとうございます。ちなみにですね、すみません。ちなみに先週の土日、そういった発言ありましてからですね、本日もですね、ちょっと参考として聞いていただければと思うんですけども。アンケートをとっております。ユーザーに対してですね。午後だけでよいというのが 25.8 パーセント。これは本日です。2回やって欲しいというのが 67.1 パーセント。どちらともいえないというのは 7.1 パーセント。これは今日もですね、前回も大体同じような数字で7割弱が継続していただきたいという、そういう意向があります。ご参考までに申し上げました。

A：（東電）はい、データの提供ありがとうございます。今後の参考にさせていただきますと思います。

Q：ありがとうございます。

○フリー 木野

Q：すみません、フリーの木野ですけれども。まず一点、園田さんに。以前お伺いして調査をお願いしていた地元での住民説明会の数であるとか、人数、協議内容、合意内容、そういったものは支援チームの方に取りまとめをお願いしているということでしたが、これは出来ましたでしょうか。それから、これと関連することなんですが、10月4日、現地の住民説明会の方で支援チームの方が、100mSv以下は健康に影響ないという話をされていましたが、これの経緯というのは分かったんでしょうか。

それからですね、東京電力松本さんに。中期的考え方の中で、事故相当事象とそれから、シビアアクシデントの相当事象というのがあるのですが、これの区分けというのは、説明にも少し書いてあるんですけども。例えば先日保安院の方に提出した手順書の中にも事故時の手順書と、それからシビアアクシデントの手順書ってあるのですが、区分けの基準というのは、同じ様なものになっているのでしょうか。これちょっとご説明いただければと思います。

それから、もう一つだけ。その中期的考え方の中で、配管を多分鋼管に変えるという話があったと思うんですが、現状のポリのカナフレックスから鋼管に変えた時の放射線による脆化の影響というのはどういうふうに評価されているのでしょうか。以上お願いします。

A：（園田政務官）まず地元への調査の件でございますが、まだ正式にまとまっているかどうかちょっと今、支援チームが来ておりますので、直接お答えを申し上げ、今、現段階でできるだけご説明をしていただければというふうに思っております。それから、2問目にいただいた現地対策本部の室長の件をご指摘いただいたんでしょうか。渡利でのということ。

Q：そうです。渡利です。

A：（園田政務官）渡利の件ですね。失礼しました。それでいきますとですね、先日、これは日隅さんからだったと思いますけれども、ご指摘をいただいております、調査をしてもらいました。それでいきますと、佐藤室長はこの原子力安全委員会が平成23年5月の20日付で示した、低線量放射線の健康

影響についてということで、この中にあるですね、100mS v 以下では、確定的影響は現れないと考えますと。及び、100mS v 以下の被ばく線量による確定的影響の存在は見込まれるものの、不確かさがあります。ということ踏まえ、基本的に100mS v 以上を浴びた場合は何らかの健康影響がありますが、100mS v 以下ではデータ的にございません。ということ発言したということでございました。これは現地対策本部の室長ということでございますので、保安院の肩書があるというふうに聞いておりますけれども、この佐藤室長は原子力安全委員会で示された考え方を踏まえて今後より丁寧な説明を心掛けたいということをお願いしているということ聞いております。

A：(支援チーム) 支援チームでございます。説明会の回数ですとか、人数ですが、現在まとめている途中でございます。まとめている途中のものでございますけれども、一定程度のデータが今、手元に資料として一枚紙がございますので、もし差し支えなければこの会見の後にご参考までに見ていただくということはできると思います。

Q：すみません。その一定程度のデータなんですけれども、これはいつごろまとまりますか、全体は。というかまとめながらそういう作業をやっていらっしゃるのではないのでしょうか。

A：(支援チーム) まとめながら作業をしていて、今現在チェック等々もしているところでありますし、今、資料を作成している途中でございます。

Q：いつ頃まとまりますでしょうか。これ、1か月程前に園田政務官にお願いしていたんですが。まだ時間がかかりますか。

A：(支援チーム) 暫定的なものは今日お見せすることができると思います。

Q：お見せいただくのも結構なんですけど、できればですね、紙にさせていただくなり何なりという形でお示しいただきたいんですけども、それをお見せいただくだけだとあと心もとないのです。

A：(支援チーム) 今作業をしているところであります。

Q：ですので、めどというのはつきますか。

A：（支援チーム）めどというのは今頑張って作業をしているところでありますので、何ヶ月もかからないと思っています。何週間もかからないと思っています。

Q：現状、これは先日園田政務官にもお伝えしたんですけれども、要するに避難準備区域が解除になり、人が動いている状況の中でなぜそれがきちんとした形で示すことができないのかというのがちょっとよくわからないんですが、そもそもそういったその説明会、先ほどの園田政務官の自治体との話し合いで今後詰めていくというお話がありましたが、ステークホルダーというのはその自治体だけではなく、住民も当然ステークホルダーであるべきというのが本来の趣旨なので、なぜそれがまとまるのに時間がかかっているとか理由がわからないんですがご説明いただけるとありがたいんですが。

A：（支援チーム）早急にまとめます。

Q：時間がかかっているというのは、今までそういった作業をされていなかったということでしょうか。

A：（支援チーム）いろいろチェック等々もございますので、早急にまとめます。

Q：時間はわからないということですね。

A：（支援チーム）早急にまとめます。

Q：分かりました。東京電力松本さんお願いします。

A：（東電）まず施設運営計画の過渡相当、事故相当、それからシビアアクシデント相当でございしますが、こちらはいわゆる通常の原子炉でございまして、いわゆる指針に基づいた過渡、事故の定義がございまして、そちらの方で判断基準を満足すべく設備の形成を行っていくのが通常でございまして、今回の場合は、そういった状況ではございませぬので、過渡相当、事故相当というような形で表現させていただきましたが、まず過渡相当に関しましては基本的に動的機器の単一故障、いわゆる3台ポンプがあると、いわゆる指針に基づいた過渡、事故の定義がございまして、そちらの方で判断基準を満足すべく設備の形成を行っていくのが通常でございまして、今回の場合は、そういった状況ではございませぬので、過渡相当、事故相当というような形で表現を

させていただきましたが、まず過渡相当に関しましては基本的に動的機器の単一故障、いわゆる3台ポンプがあるうちの1台が例えば故障して止まったというようなケースを考えております。したがって、こういった場合ですと予備機の方にポンプを切り替えるというような操作を行うことで事象・事故を収束させていくということになります。続きまして事故相当ですが、こちらは単一故障の範囲を超えて、複数の機器が同時に故障するのですとか、あるいはその発見が相当時間遅れるというようなことを想定いたしております。したがって、今回の例えば第一章で注水系のシステムがございませけれども、全電源が喪失してほとんど使えるものがないというようなことが想定しております。それからシビアアクシデント相当に関しましては、今回の対応で言いますと長時間原子炉の注水が止まったというようなことを想定しております。今回の東北地方太平洋沖地震時の津波により事故の影響が14時間程度注水できないというような状況になりましたので、それと同等程度のものが発生するという想定を行って、安全評価を行うということにしております。それからホースでございませけれどもこちらに関しましては、基本的には現在のカナフレックス等については、より丈夫なポリエチレン製の配管に変える予定でございませ。なお、耐放射線性については一応確認しておりますけれども、こちら処理水がとおりますので線量そのものは小さいというふうに考えておりますし、通常のパトロール等で漏水を発見した場合には適切に交換をしていくというふうに考えております。

Q：ありがとうございます。すいません、最初のその事故相当、シビアアクシデント相当の区分けなんですけれども、これはそうすると通常時に使っている先日保安院の方に提出された手順書の区分けとは状況は違うということなんでしょうか。

A：（東電）いわゆる保安院に提出した事故時運転操作手順書は、いわゆる事象ベースと兆候ベース、それからシビアアクシデントベースでございませけれども、シビアアクシデントベースはほぼ同程度のレベルでございませが、兆候ベースに関しましてはこれは手順の組み立て方の状況でございませので、事故相当、過渡相当というよりも、発電所プラントのパラメータがどういふふうに協働するかに応じて使い分ける手順書でございませ。

Q：ありがとうございます。あと、ポリエチレン製配管にするというのは、そうすると処理をした後のところだけで、建屋の方から汚染水の処理施設の方にもってくる部分はカナフレックスのままということになるんでしょうか、

考え方としては。

A：（東電）ちょっと今のところ建屋側のホースを引き直す件については計画がございませんのでもう一度確認させてください。

Q：分かりました。

ONPJの日隅

Q：NPJの日隅です。まず、冷温停止についての先ほどからの記者とそれから保安院のやりとり、それから先ほどこれまでの道筋の中に書かれてるといったものについては不要だから削除したというような説明が保安院からもあったわけですが、水棺等について言うならば、これは不要というよりもむしろ水棺ができないということが明らかになったために、その選択肢をはずしたわけですから、説明するのであれば当初考えていたものが不可能になったんだということをきちんと説明した上でじゃなければならぬと思うんですね。そういうことを冷温停止の用語も含めて半年も使ってるからもうそれでいいんだみたいなんじゃないなくて、正確に伝える用語、あるいは経緯を正確に伝えるということをしないといつまで経っても不安が解消されない。これは以前だったらテレビ、新聞には時間的制限とか紙面的制限があったから細かいところまでは報道されなかったかもしれませんが、今は数万人の人が毎日これを見てるんですよ。だからおかしいなと感じればみんなツイッターとかそういうので伝えるわけです。そうすると不安が増えるばかりなので、きちんとそこら辺は用語も含めてやっていただきたいんですけどその点について園田さんはどうお考えなのかということがまず1点。

2点目は渡利の件なんですけども、保安院の方が出されているものがあるんですけども、そこでデータがないというと明確に多分言っていないだと思っただけなんです。ICRPの99というパブリケーションの48項から53項にかけてこんなことが書いてあります。数10mGyのレベルの被ばくでがんが余分に発生するリスクがあることを直接裏付ける疫学的証拠はいくつか存在する。だからICRPの疫学的データに関する見解は数mSvの単位では直接的に裏付けるデータはないが、数10mSvの単位では直接的データがあると、疫学的にもね。その上で生物学的、理論的には比例的に発生することがありますよと、なので数mSv単位では間接的にしか疫学的には直接裏付けることができないけれどもというのが正確であって、100mSv以下では直接的データがないというのは間違いなんです。ICRPの勧告としてはね。そういうことをきちんと議論をしてこういう形で住民に説明していいのかという

ことを明らかにしないと結局それは間違った情報が伝えられるわけですよ。なので、そういうことも含めて周辺住民の参加の確率とかいうことがきちんとしてきているんですかということ、この件について園田さんに聞きます。

それからライブカメラの先ほどの件ですけれども、これは我々は払った税金が莫大に投入される中で、なぜライブカメラをつけるぐらいのことができないのか、つけろというふうに命じることができないのか全く理解に苦しみます。IAEAは核物質拡散のためにビデオ撮影を今もしているはずですよ。ライブですずっと撮ってるはずですよ。そういうことが国際的にはできているのになぜ我々主権者がそういう情報を得ることができないのか、数値についてモニタでチェックできるというものについても我々が直接的に確認できるような体制、あるいは少なくとも保安院の方がチェックできるような体制が、常時チェックできるような体制が取られないのかということについては非常に疑問を感じざるを得ないですね。これは将来的に被ばく線量が高まってきて技術的に優れた方というのが現場に直接行けなくなった場合には、ヘッドセットカメラなんかを使って、遠隔的に指示をするということも出てくるということも出てくると思うんですけれども、そういうことも含めて今のうちからそういう体制を取っていく必要があると思うんですけれども、そういうことも含めてライブカメラの点検について園田さんにもう1回確認をしたいと思いました。

それから、取材の件について二点なんですけれども、Jヴィレッジが取材できない理由っていうのが、ちょっと先ほどの説明では全くわからなくて。記者がいいですよと、全ての何も問題が起きても我々はそれを受け入れますということを一筆書けばですね、いいんじゃないですかね。あといわゆる作業に問題がある、Jヴィレッジで作業に問題があるって考えにくいのでちょっとここら辺はきちんと説明が必要なところだと思いますけれども。それから記者会見の参加の状況も、これは本当はあとで直接お話しする時でいいかなと思っていたんですけど何度か出たのでね、1番私が問題だなと思ったのは、速報性を重んじているんだと、それは当然だと思うんですけど、ただ速報性を阻害しなければ別に来てもいいわけだし、我々はライブの発表をそのまま伝える機関ではありません。マスメディアも含めてね。だとするならば、専門家がここに来て質問することも本来は可能なはずなんです。専門家と言うのはつまり報道に直接関わってなくても、やはりおかしいと思ってここに来て、専門家が質問することも可能なはずなわけですよ。もしそれが出来れば、事故当初少なくとも屋内退避をしてくださいと、外で遊ぶな子供はと言っていれば、ということがそういう質問を通じて明らかになっていれば福島に住んでいる子供たちは余分な被ばくをしなくて済んだんです。少なくとも

比例的な考え方で放射線防護をしなければならないんだということがきちんと、だってあの時ね、安全委員会が100mSv以下までは健康被害がないと5月の何日かまでそれが維持されていたわけだから、それがもし専門家がここに来ていればすぐ明らかになっていたわけ、ICRPの勧告書読んだことある人がここに来れば、そんなのは間違いだなんてすぐ分かるわけで。そういうの含めて、批判的な報道と言うのは必要になってくるわけで、先ほどの説明では全く納得いかないですという以上、四点です。

A：(園田政務官) 全て私へのご質問だと受け止めさせていただいたんですけど、よろしかったですかね。まず、要望の問題でございますけれども、様々今回でも皆さま方からご指摘をいただいて、私どもとしても改善するところは改善してきたつもりでございますし、またこれについて何かご質問等々があれば、それに対しては受け答えは当然させていただきたいというふうに思っております。したがって、前回もいろいろご質疑をいただく中で、敷地境界のところもご指摘をいただいて、当然私どもも書きもれていたというところはありましたので、今回からまた付け加えさせていただくなど、改善は努めさせていただいておりますので。そういう面では私どもとしても内部で検討しながらですね、より良い皆さま方への情報提供という形で今日までやって来たつもりでございます。今後も私どもでしっかりと検討させていただきながら、改善に次ぐ改善というものはやって行きたいなというふうに思っております。ご指摘ありがとうございます。それから、住民説明会においてですね、ご指摘をいただいて現地の人間がきちんと説明していかなければいけないというのは、まさしくそのとおりでございますので、また安全委員会がお示しをいただいているものに沿って、しっかり現地においてもその対応というものは私からもお願い申し上げたいし、求めて行きたいなというふうに思っております。そしてそれから、ライブカメラの件についてもですね、先ほどらいいお話がありますように、当然ながら様々な防護的な条件というものもあるだろうというふうに思いますので、これ以上私どもから何かやらなければいけない、今の状況の中で適宜適切に対応していくということになろうかというふうに思います。そして、Jヴィレッジの関係でございますけれども、先ほどのご質問にもございましたけれども、私どもとしては総合的に検討させていただいているところでございますので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。そして、また会見の参加についてもですね、現時点で先ほど申し上げたかたちで是非ご協力、ご理解いただきたいというふうに思います。

Q：多分、今ライブで聴いている方は今のご回答では何をお答えになっているのかわからないんだろうなと思います。一つだけに絞っておきますけれども、周辺住民に対する説明については、どういう形で説明するかということについての意思統一が出来てなければ同じような問題が起きると思うんです。そして、その意思統一する際には間違いないということをきちんと確立させてですね、いわゆる政府内だけの問題ではなくて、他からの意見も踏まえてですね、こういう形で説明をしているんだけど、これでいいのかとか、そういう事を紙などでですね、マニュアルでこうやって説明するんだということをやっぴり出していただかなければ、きちんとやります、きちんとやりますって言っても、きちんとやってなかったんです。きちんとやってなかったから、いろんな問題が起きたんです。それは本当に受け止めていただきたいんですよ。その上で、やはり何がしが改善しなくてはいけないですよ。今言ったような方法しかないと思うんです。なので、少なくともマニュアルを作って、それをきちんと公開してこういう説明をするんだと、それが間違っているんだったらちゃんと指摘してくれと、説明に自信があるんだたら逆にそういう事が出来るはずですよ。ちょっと、それくらいは前向きに検討していただけないですか。

A：（園田政務官）ありがとうございます。そういう意味では先ほどもちょっとお答えを申し上げましたけれども、もう一度明確に申し上げますね。原子力安全委員会が平成 23 年 5 月 20 日付けでお示しをさせていただきました低線量放射線の健康影響について、ここに私どもとしては統一をしてご説明をしていく必要があるということは認識を統一させていただきました。それに基づいてやっていかなければならないと思っておりますけれども、少し舌足らずなところがあってですね、きちんとご説明が出来なかったというところはやはり佐藤室長本人もですね、認識をしておったところでございまして、より丁寧な説明を今後心がけたいということは本人の弁として受け止めておるところでございまして、また私どもの中でもですね、ここに統一して行こうという意思統一はさせていただいているということでございます。

Q：ことはですね、この低線量放射線の問題に限らないので他についてもですね、こういう説明をするという形で、例えば住民の参加する意思形成過程というものはこの形で作るんだとかね、そういう事をどういう形で説明をするのかということですね、きちんとマニュアルなり、ペーパーにしてですね、それを配って説明するくらいにしないと口頭で現地の人に説明しているだけでは、やはり十分な説明は出来ないのではないかなと思います。それ

からもう一点だけ原子力安全委員会の事について言うと、ここに書いてあるのはさっきも言ったとおり、ちょっと誤解を生む部分があるんです。数十mSvの範囲、単位では確率的影響のリスクを直接に明らかに示すデータがあると言う事はICRPも言っているので、ちょっとここは誤解を呼ぶので、そういう事も含めてですね、きちんとやっていただきたいと言う事です。ですので、その点についてどうですか。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、今触れられたところは、前回にこの問題を説明した時に触れさせていただきましたけれども、確かに数十mGyの吸収線量でがんの過剰リスクとその線量の間には比例関係が明らかに出ているというような疫学調査もあります。これはX線で骨盤計測をやった際にお腹の中で被ばくした、赤ちゃん、お子さんにおいて、白血病とか、がんのリスクについては、そういう事があると、また他の例では1回あたりは10mGyのオーダーですけれども、何度かにわたってあてますので全体だと100mGyのオーダーになる線量で、やはりがんの過剰リスクとの間に比例関係が出来ると、だから、この場合ですと10mGyの被ばくが効いているのか100mGyの被ばくが効いているのかは良く分からないと。それから広島・長崎の被ばく者集団について言いますと、これもこの同じレポートの後ろの方に出てきますけれども、被ばく線量が100mSv未満、つまり、10mGyのオーダーですけれども、その集団だけに限って見ると線量とがんの過剰リスクの間には関係が出てこない、疫学的に不安定性があると言う書き方になってます。したがって、100mSv、あるいは、100mGyのオーダーであれば線量とがんの過剰リスクの間に明らかな関係がある、これは非常にユニバーサリティを持って成り立つものではありませんけれども、10mGy、10mSvのオーダーについては未だそれほどの一般性は無いと認識しております。

Q：ですから、100mSv以下でがん死は増えるデータは無いと説明されていたのでそれは違うんじゃないですかって言ってるんですよ。

A：（原安委）そこは分かります。これ直す機会等あったら、本文に入れると非常に分かりにくくなりますので、何か参考でつけるとか、工夫は致したいと思います。

Q：園田さんに聞いているのはそういう事も踏まえてきちんとやっぱりマニュアルを作ってこういう説明をしますよという事を皆さんに明らかにして、それでもしかなかったら、ここ間違ってるという様な部分があるかも知れないの

で、そういう形で説明をしていた方が間違っただ情報がね。もちろん、故意とは言いません。過失でいろいろある訳ですよ。お忙しい、いろんな事に対応されている訳ですし、マンパワーの見解もある訳ですから、なぜ、そういう形でされないのかなと思うんですが。そういう形で前向きに検討していかないでしょうか。

A：（園田政務官）はい、ありがとうございます。そういう面では今前回でも少し分かりやすくお仰って頂きましたので、安全委員会の私どもはしっかりと指摘を受けさせて頂いて、それに則った形でまた対応をして行きたいというふうに思います。

○吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりで。度々失礼致します。まず東京電力の相澤副社長によりしくお願いいたします。先ほど、ジャーナリストの綿井さんとの質疑の中で原発敷地内、そしてJヴィレッジの取材について、取材が出来るようになる、解除になる条件と言うのはご存知なので割愛させて頂きますと仰っておられましたが、すいません、私不勉強な者で、Jヴィレッジ等の取材が可能になる条件と言うのを具体的に教えて頂けたら有難いと思います。

そして、被ばく者健康手帳に順ずる医療支援について園田政務官にお聞きします。私の記憶違いでなければ園田政務官が議員になられた頃に原発訴訟の賠償スキームの最終の物を手伝ったとお聞きした事があるんですけども、それを考えますと今回、福島原発事故に由来して被ばく者健康手帳に準ずる物が発行されるかどうかの決定権は公正労働委員会が持っていると言う事でしょうか。どうぞ、よろしくお願ひします。すいません、もう一点、やっぱり良いです。すいません。

A：（東電・相澤副社長）先ず、気をつけなければいけない点として申し上げました。申し上げた中身はJヴィレッジでは無く福島第一原子力発電所の中に入る場合の事を話したつもりでした。1点目はやはり、その線量の高い所で、ましてや、警戒区域の中にある発電所ですから、いらっしゃって頂いた皆さまの安全を、あるいは被ばく量をしかるべく量に抑えなくてはいけない、これが先ず1点目ですね。それから、作業してます。作業の障害にならないように最大限の配慮をしなければいけない、これが2点目。それから3点目が核物質防護の観点からと言う事でございます。この3点についてよくよく配慮して行って行かなければいけない。こう言う事でございます。以上です。

Q：ありがとうございます。関連で、その線量が高いのでなるべく抑えると言うのは具体的に、例えば空間線量が何 mSv 以下になったらと言う事なんでしょうか。こちらはJヴィレッジでは無く、1 Fに入ると場合と言うお答えを頂きましたが、では、Jヴィレッジに取材に入る場合の条件、入れるようになる条件を教えてくださいと思います。

A：（東電）はい、1 Fの現場もJヴィレッジの現場も、現場と言えば現場ですから、同じ事になるんですが、具体的に検討する中で、現実的な諸問題が出てくるのでそういった所も配慮しなければいけないというふうに思います。ただ、今程までいろいろとお話、ご意見が出てました。Jヴィレッジの方がハードルが低いと言うのは確かな所でございますので、これにつきましても今後、検討、調整をさせて頂きたいというふうに思います。以上です。

Q：1 FもJヴィレッジも同じ事と言う事で、Jヴィレッジの方は核物質防護の関連、作業の障害が無いようにと言うのは省かれるように思うんですが、そうすると1つ目の線量のみ条件が関わって来るかと思うんですけれども、具体的に空間線量で何 mSv 以下とかいうふうに数値を示して頂けますでしょうか。

A：（東電）1 F、発電所の構内の事ですね。おっしゃっているのは。

Q：両方、数値が分かっている物であれば、Jヴィレッジでも1 Fでも

A：（東電）そうですね、Jヴィレッジにつきましてはずっと、ハードルが低いと思いますので、そう言う中で検討させて頂きたいと思います。1 Fの場合には0.1mSv、100 μ Svと言う線量以内で収めるようにするにはですね。比較的まだ線量が高いものですから、限られた時間で限られた領域のみの視察と言う事になります。その辺もよくよく具体的な計画を練っていかなくては行けないと言う事で、これについては検討、調整をさせて頂いておりますので、また、結果が出次第後報告をさせて頂きたいというふうに思います。

Q：ありがとうございます。解除条件をお聞きしてるんですけれども、1 Fは100 μ Sv/h以下になったら、取材の可能性があると認める認識で宜しいでしょうか。

A : (東電) 一般の方が構内に入られる場合には我々として $100 \mu\text{Sv}$ と言うのを 1つの線引きをさせて頂きますんで、その中で行動して頂くと言う様な事で考えております。そう言う中での計画を刷り合わせて行かなければ行けないと言う事でございます。これにつきましては繰り返しになりますが結果が出次第、ご報告をさせて頂きたいと思っております。以上です。

Q : すいません。少し理解が出来なかったんですけども。 $100 \mu\text{Sv}$ 、積算と言う事でしょうか。空間線量が $100 \mu\text{Sv/h}$ 以下と言う事でしょうか。そして、Jヴィレッジはハードルが低いと言う事でJヴィレッジの線量の目安はどれ位になるのでしょうか。

A : (東電) 積算の線量でございます。空間線量ではありません。それから、Jヴィレッジについては特にはありません。以上です。

Q : 分かりました。ではJヴィレッジについて、線量等の条件も無く、核物質防護の観点、そして、引っかけるとすれば作業の妨害が無いようにと言うこの1点だけになると言う認識で宜しいでしょうか。

A : (東電) それから、具体的に実際にそう言う事をする場合になかなか気が付かないような障害が出てこないかどうかその辺の検討も必要になっております。それは具体的な計画を進める中での検討対象項目となります。繰り返しになりますが、現在、これについて検討しておりますので結論が出次第、ご報告をさせて頂きたいというふうに思っておりますのでご理解下さい。

Q : 分かりました。この質疑は4月の時点から繰り返されているとおもうんですけども。大体どのくらいの目安で回答頂けるのでしょうか。

○司会

すいません。その質問先ほどから何度も出ておりますけれども。

Q : はい、何度も回答頂けないので

○司会

同じ質問返すだけですので、大変恐縮ですけど。他にご質問があれば。

Q : 分かりました。吉澤さん。すいません、吉澤さん、以前会見側の方にも回

答短くとお話頂いてましたが、質疑応答と質疑応答の私は、私の質問と回答の方々の時間を測ってるんですけども、圧倒的に回答側の方のご説明が長いので、同じ説明が繰り返された場合、そして質問の趣旨と違う回答をいただいた場合も、なんらかの処置をとっていただけますでしょうか。吉澤さん。

○司会

その必要があると思ったらさせていただきたいと思います。

A：(園田政務官) いろいろ皆さん方のお考えもあるだろうと思います。やはり適宜適切に情報を皆さん方に知ってもらいたいというのが、この記者会見の趣旨でございますので、そういった面では皆さん方にもご協力をいただければなというふうに思っております。今いろんなところからお声をいただいておりますので、ここにいらっしゃる皆さん方は本当に常識的な方ばかりだというふうに、私も認識をさせていただいてます。どうぞ、そういう面ではご協力をお互いにさせていただければというふうに思います。何よりも大切なのは、やはり国民の皆さま方に適宜適切な情報がというものが、しっかりと伝わるということではないかというふうに思います。そして先ほど私にご質問いただきました、原爆訴訟の関係の和解の部分だったと、ちょっと私も記憶をたどりながら、その当時携わったところがありました。これについて、厚生労働委員会というふうにおっしゃいましたけれども、何の根拠を持って厚生労働委員会というふうにご質問されているのか、ちょっと趣旨が分かりませんので、またどこかでご指摘いただければご質問にはお答えをしたいと思います。

Q：分かりました。園田政務官のご経歴を拝見して、ここかなと思ったんですけども、先ほどご回答いただけなかったもので、もし被ばく手帳に準ずる健康医療支援などが、その論議の決定権を持っているところが、園田政務官がご存知であればお聞きしたいと思ったんですけども。

A：(園田政務官) 大変申し訳ございません。ちょっと私の立場では存じ上げるものではありません。法律的に原爆訴訟の時は、言わば議論になっておりましたので、そういった面では私はその当時に衆議院議員として携わった経験はございます。ただし、そこが決定権があるというようなことではないというふうに、私は認識をいたしております。

○毎日新聞 中西

Q：毎日新聞の中西といいます。保安院の山形さんにお聞きしたいんですけども、先ほど冷温停止の基準について、格納容器の温度が150℃というようなお話があったと思うんですけども。あ、違いますか。

A：（保安院）違います。燃料です。

Q：あ、燃料ですか。格納容器内の燃料ということですか。ごめんなさい、ちょっとその関連で。今の温度が何度で、それが150℃になればいいということですか。今の温度について150℃ということですか。

A：（保安院）違います。これはすいません、私から説明すべきことではないんですけども、今日提出された東電の報告書の中に記述がございまして、格納容器内の燃料の温度は、高く見積もっても、東京電力は高く見積もっても150℃であろうという評価結果を記載してあるということ。すいません、これが正しいかどうかは、これから保安院の方がチェックをしてみます。

Q：冷温停止との関係と、その150℃ということはどういう意味づけがあるんでしょうか。

A：（保安院）冷温停止状態ということで、厳密にはリンクをしておりません。ここで出てきている数字というのは、注水が止まった場合に、どのように燃料の温度が上がっていくのかという評価の中で記載がされておりまして、もし注水が止まったら燃料は150℃と見積もっていて、そこから徐々に温度が上がっていくという評価が、今日提出された東電の報告書に書かれているということなので。これは本来は東京電力さんの方から説明すべき事項ですが、少し引用させていただきました。

Q：ちょっと松本さんに補足していただけますか。

A：（東電）先ほど公表させていただいた、施設運営計画の係る報告書その1の、1の20ページのところで、いわゆる事故の際の評価条件というところの記載がございまして。こちらに関しましては初期温度を定めまして注水が途絶えた後、どういうふうに温度が上がっていくかについて評価を行っていきますので、その際の最初の初期温度をどういうふうに定めるかというようなところの記載がございまして。現在の東京電力の認識といたしましては、圧力容器、

それから格納容器の温度の水位から、燃料はおおむね冠水して、非冠水分に関しましても、掛け流しというような形で冷却が行われているというふうに考えておりますので、露出した部分がいわゆる過熱している状況ではないというふうに考えております。したがって、燃料温度といたしましては、全量冠水している部分に関しましては、最高温度であります 100 度と設定いたしまして、燃料位置が不確かな要素、即ち圧力容器から格納容器側に燃料が落ちてるといことも想定いたしまして、そののころには掛け流しで、なんて言うのか、冷却が行われるというふうに考えておりますので、そののころはこちらはエンジニアリングジャッジでおおむね 150℃という形で、評価をスタートしたということでございます。したがって今後、この評価結果が妥当かどうかについては、先ほど山形さんがおっしゃるように、保安院さんの評価を受けるということになります。

Q：つまり、格納容器内に残っている燃料が 100 度で、格納容器に落ちているというものが 150 度あるという。

A：（東電）はい。初期温度としてそういうふうに評価、設定した後、温度がどういうふうに上がっていくかということを試算いたしました。

Q：150 度ということですが、150 度であっても冷温停止ということは言えるということですか。

A：（東電）はい、こちらの方は 150 度あったとしても、格納容器全体の、現在観測されておりますベローシール部の温度ですとか、ドライウエルのHVHという空調系の入り口の所の温度が、大体 70 度から 80 度前後で推移しておりますので、全体としては冷えているというふうに判断いたしております。

Q：ちょっと理解できないところもあるんですけども、150 度を今後どれくらいまでに冷やすかという方針は。

A：（東電）こちらの、現在保守的に評価の設定という形で 150 度というふうに設定して、評価をスタートさせておりますので、現在 150 度であるというふうに見ているわけではないです。今後格納容器全体の温度等を評価することで、最終的には冷温停止するかどうかというご判断になろうかと思っております。

○ジャーナリスト 今井

Q：ジャーナリストの今井です。よろしくお願ひいたします。東京電力の相澤副社長にお願ひします。取材許可に関してです。プレスが現場に入って取材することで、多様な情報を伝えることができると思いますので、できる限り早い段階で取材許可を出していただけないでしょうか。仮にご説明があったように厳しい状況であれば、間接的な取材、つまり現場責任者の吉田所長にテレビ電話、あるいは電話などで質問する場を作っていただけないでしょうか。よろしくお願ひいたします。

A：（東電・相澤副社長）ご提案ありがとうございます。そういったことも含めまして、検討させていただきたいというふうに思います。広く皆さんに知っていただくということは、我々の目的とするところでございますので、検討させていただきたいというふうに思います。有難うございました。

○フリー 木野

Q：度々すいません。フリーの木野ですけれども。文部科学省伊藤さんに。先日ちょっとお伺ひしていた、アトミンの件なんですけど、ホームページに200以下は、200までの被ばくは健康に影響ないというふうに書いてある文科省のホームページなんですけど、これはいつ頃始められて、学校ではどういうふうにご利用されていて、これまで何人ぐらいの方が見ているのかというのが分かればなと思うんですが。お願ひできますでしょうか。

それから、保安院森山さんに。22日にいわきで意見聴取会があって、翌日に専門家による現地調査が予定されているということなんですけど、翌日の現地調査なんですけれども、例えばメディアの同行取材というのは可能ではないでしょうか。それをお答えの方、お願ひします。

それから、東京電力松本さんに。先ほど事象ベースと兆候ベースの関係、シビアアクシデントの関係を教えていただいたんですが、そうすると基本的には通常時の手順書でも今回の中期的な見通しでも、長時間の注水停止が続く場合というのは基本的にはシビアアクシデントとしての対応になるということになるのでしょうか。その辺が判断の分かれ目というか基準になったりするのでしょうか。以上お願ひします。

A：（文科省）文部科学省でございます。前回ご指摘いただいたアトミンというウェブでの原子力に関する情報の提供の部分で、200mSvで晩発性障害が生じないというような記述があるとのことご指摘をいただきました。帰って確認いたしましたけれども、全体の流れの中で確定的影響についての説明をしているようなところで、あるいは情報が古いのかあるいは誤解を招くような記述

だったのか、そこは専門家に見ていただいた上で修正なり補足するというような形で適切に対応させていただきたいと思っております。ただカウンターはついてないようでございますので、今までの利用状況についてはちょっと分かりかねます。

Q：ありがとうございます。もし修正する場合はどういう状況で修正するのかをお知らせいただければと思うのと、ホームページにきちんとその修正が分かるような状態で、以前の情報はこうで間違っていたのでこうなったというのが分かるような状態で是非直していただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

A：（保安院）保安院でございますけども、23日の専門家の調査でございますけども、これはあくまでも事故収束に向けた必要最小限の調査ということで専門家の方をお願いしているわけでございますので、メディアの方の公開につきましてはこれは私どもできるだけ早く実現できればというふうには思っておりますが、それは先ほど来お話がありますように別途改めて検討されるべきものと考えております。以上でございます。

Q：分かりました。すいません、ちなみにこの意見聴取会の専門家というのは何人ぐらいで今考えてらっしゃるのでしょうか。

A：（保安院）今現在10人弱の方をお願いをしております。

Q：まだ人選は決まってないのでしょうか、そうすると。

A：（保安院）人選は終わっております、今依頼状の発送などの手続きをしております。

Q：その人数は最終的にまだ確定してないということなんですかね。

A：（保安院）最終的なご返事、すいません担当が集計していると思っておりますけれども、23日、いずれにしましても土曜日になりましたら名前も所属も全て公開させていただきます。

Q：当日にならないとわからないのでしょうか。これは事前にホームページの方で記載とかは。

A : (保安院) 特にそういうことは考えておりませんし、当日ご都合が悪くなる方もおられると思いますので、当日来ていただいた方がその場で意見を我々の方にいただけるということになりますので、その日に来ていただいた方が意見を言っていただけた方ということになりますので、22日になればきっちり分かると思います。

Q : 分かりました。これは同行取材ができないというのは、例えば今回の意見聴衆会だけではなくて今保安院の方で津波関係それから構造物関係、併せて専門家の方の現地の調査というのを何回かやられると思うんですが、これから複数回やられるはずなのでこの日程も出てると思うんですけども、そういったところに同行というのは不可能なんでしょうか。もし不可能であればその理由もご説明いただければと思うんですが。

A : (保安院) 保安院でございますけども、同行取材につきましても基本的にはメディアの方に公開できる状況になれば同行ということはあると思っております。女川につきましては既に20日に専門家による調査がありまして、部分的ではございますけども公開させていただく予定ではございますので、福島第一につきましてはそもそもメディアの方に入らせていただけるかどうかという、そのことについてまず十分東京電力を中心にご検討いただいた上で公開ということになるかと思えます。

Q : そうすると検討の主体は基本的には東京電力ということになるんでしょうか。

A : (保安院) はい、保安院といたしましては情報公開は大事だという点と、それから事故の収束に最大限努めていただきたいという点と、それからもう一つ、これも少し念頭においていただければと思いますけども、保安院として実際現場に入ることもございますけども、極力絞った形でやっております。それは一つには東京電力の現場で対応されてる方々も必ず同行されると、保安院がどういうところを調査するかということも事前に調査をされると、それは同時にそういった方々の被ばくということも考えなければいけないということでございますので、特に現場の方が今被ばく上厳しい状況にございますので、保安院としても気をつけながら調査をしているという状況にあることは少しご理解をいただければと思います。以上でございます。

Q：分かりました。何も全員を全員入れてくれと言ってるのではないと思うんですね。現状少なくともこれまで半年間、先ほども出てましたけれども、東京電力からのものしか情報が出ていなくてですね、映像の情報が。いつまで台本への発表が続くのかという不安があるわけなので、そういう中で保安院の方として何らかの、例えば人数を絞った形で代用取材でも何でも結構なので、東京電力以外の情報というのを出す形というのを整えていただければと思うんですが、これはお願いします。

A：（東電）東京電力から手順書の件でお答えさせていただきますが、いわゆる事象ベース、兆候ベース、シビアアクシデントの運転操作手順書、通常時ですとこれはどういう時に使用すべきかというなことは決まっておりますが、今回のケースは注水系それから水処理設備等もいわゆる本設の設備じゃなくて、今回の事故を踏まえて増設した設備でございますので、私どもとしては今回のようなシビアアクシデント相当という意味では注水時間が長期間停止したことをシビアアクシデントというふうに考えております。

Q：分かりました。すいません、そうすると通常の手順書の中でのシビアアクシデントというのは、これは何か事象を想定しているんでしょうか。それとも状況を想定しているんでしょうか。

A：（東電）こちらは状況といいますか、状況がこうなったらこちら側の手順書を使うというようなことで作成されています。

Q：状況がこうなったらというのは、例えば長時間の注水停止みたいなものも入る。

A：（東電）停止の状況ですとかプラントのパラメータを判断してシビアアクシデントの手順書を使うということになります。

Q：例えば注水が停止した場合に何時間ぐらい止まるとシビアアクシデントの手順書に切り替えというか、要するに通常は事象ベースでやってるのをシビアアクシデントというふうな基準のものを参考にするように切り替えるものなんでしょうか。

A：（東電）何時間ぐらい止まったらというよりも、プラントのパラメータを測定あるいは監視しながらその状況が手順書を使うべき事態になった場合に手

順書を切り替えて使うことになります。

Q：そうすると、例えば今回の福島第一の事故の場合はもう地震発生の直後から、例えばシビアアクシデントのものを使っていたというふうになるのでしょうか。

A：（東電）それは違います。いわゆる今回の 14 時 46 分に東北地方太平洋沖地震の結果、地震加速度大で原子炉は自動スクラムいたしましたし、同時に外部電源が喪失したことになります。しかしながらこちらはまだ設計の範囲内の事象でございますので、いわゆる事故時運転操作手順書の中の事象ベース、それから兆候ベースの手順書を使っての操作を行っております。その後 15 時 35 分過ぎに大きな津波に來襲されて全電源交流それから直流も一部使えなくなったということから、シビアアクシデントの状況になったということでございます。

Q：分かりました。シビアアクシデントの状況になった時間というのは津波の時間ということになるのでしょうかね。手順書の上ではというか。

A：（東電）手順書の上ではプラントのパラメータを見ながら判断することになりますので、津波の來襲時間イコールシビアアクシデントの時間ではございません。

Q：シビアアクシデントの手順書に切り替えた時間というのは残っているのでしょうか、これは。

A：（東電）こちらはシビアアクシデントと言いましても、シビアアクシデント、我々がこれまで準備しておりますシビアアクシデントの状況を超える事故でございまして、記録そのものは残っていないと思います。

Q：ごめんなさい、その超える事態で記録が残ってないというのはどういうことなんでしょう。シビアアクシデントの手順書というのは最初から使ってないということなんでしょうか。

A：（東電）いえ、使える状況にはなかったということになります。今回の格納容器のベントの例で申し上げますと、当然電源は直流電源ですとか外部電源が復旧することを前提にシビアアクシデントの手順書は作られておりますの

で、電源が全くない、直流もない、それから作動用の空気の圧縮機も止まっているという状況下でベント弁を動かさなきゃいけないという事態は今回のシビアアクシデントの手順書を超えているという状況でございます。

Q：そうするとちょっと確認なんですけれども、今回シビアアクシデントの手順書というのはある意味であまり役に立つことはなかったということになるんですかね。

A：（東電）役に立たなかったことではございませんが、当然シビアアクシデントをベースに格納容器のベントの手順は構成されておりますので、そのベントの手順を参考にラインの構成ですとか、操作するバルブの把握ということも行っておりますけれども、真っ暗な中ですとかあるいは駆動源がないということに関しましては今回はこれまで私たちが想像していた事故を超えているということになります。

○回答する記者団 佐藤

Q：回答する記者団の佐藤です。よろしくお願ひします。まず園田さんに質問させていただきます。先ほど日隅んとの質疑の中で記者会見の参加条件について専門家がここに来て質問をしていれば状況が変わったんじゃないかなということでしたけれども、専門家がこの記者会見に来て質問をすることについて政府としては困ったことだとお考えなのかどうかお答えいただけますでしょうか。正直私の専門家の方でちゃんとこういうところに入れて、専門的な知識に基づいて質問することができれば、インターネットで中継されている以上それは非常に有効なことだと思いますし、知る権利に答えることにもなると思っています。政府としてそういう状況が望ましいと思っているのか、困ったことだと思っているのか正直わからないのですけれども、それについてお答えをいただけますでしょうか。その時に国民主権の問題としてお答えをいただきたいんです。まず1点目それです。

それと保安院に対して要望です。ライブカメラの設置可能場所を探索してもらえないかということをお私の最初の質疑でお願ひしましたけれども、その時に東電の要望があればというお答えでした。ただ保安検査官は中を自由に動いて自由に撮影できるはずですから、東京電力の要請は不要だと思うんですけれども、なぜ東京電力の要請が必要なのか、あるいは必要不可欠なのかご説明をお願いいただけませんか。

それと以前質問させていただいたことの回収があります。これは今2つの質疑終わった後にお答えしていただければと思います。園田さんに。統合対

策室としての議事録の有無と統合対策室に参加している政府側の人数、そのうち常駐者の数と役割、政府側で発生した費用の処理がどうなっているか、それと前回の会見の最後のところで、最近の統合対策室の室内の様子を写真撮影して公表していただけないかということをお願いしましたがけれども、これは可能かどうか分かりますでしょうか。取りあえず以上です。よろしくお願いします。

A：（保安院）まず保安院でございますけれども、ライブカメラの件ですが、まず基本的な考え方として保安院としては情報公開は可能な限りやるべきだと考えています。したがって東京電力には先般も映像については持っておられてまだ公開されていないものは公開していただきたいということを申し上げています。その上でこのライブカメラの設置につきましてはまずは東京電力が工夫をしてどういうところに設置が可能かどうかということを考えられるべきだというふうに思っておりますので、まずは東京電力の方でしっかりと対応をいただきたいというふうに考えております。

Q：東京電力がいなくてもできることだと思うんですけれども、その点について特に広域性があるかどうかということで見ますと、今現在1号機側から4号機方向への1個だけ、1号機にカバーがかかかりますから、現場は正直何もわからない、カメラを見ているだけではわからない状況になります。反対側から、4号機側から1号機側へという映像が情報としては非常に有効かと思えます。これは先ほど園田さんにも国民主権の問題としてお答えしていただきたいということなんですけれども、これも国民のためにこういったことって本当にできないことなんでしょうか。お答えいただけますか。東京電力ではなく保安院から。

A：（保安院）繰り返しになって恐縮ですが、まず検査官は現場の検査をやるわけでございますので、それはやはり情報公開そのものが東京電力がしっかりやっていたと、それを保安院は指導している立場でございます。したがって、まず東京電力でどういうところで可能かということをもっとしっかりと探していただくと、その上でそれが問題ないかどうかを保安院で確認したいと考えています。

Q：ありがとうございます。そうしましたら保安検査官の方は無理ということですので、保安検査官以外の政府職員を使って国民のためにそういったことができませんでしょうか。園田さんお願いします。

A : (園田政務官) 現段階においてそういったことはちょっと私の考える範囲ではございません。

Q : と言いますと、考えてもいいということなんでしょうか。

A : (園田政務官) いえいえ、そういう手はずを私どもが整えるということはありません。

Q : そういう手はずというのが、ライブカメラを設置するところまではお願ひしていなくて、どこにライブカメラが設置可能なのかを確認して欲しいという段階までなんですけれども。

A : (園田政務官) したがいまして、そういう権限のある人間がまだいないということだろうと思います。

Q : そうなんです。ちょっとこれはご確認を政府内で誰かそういった調査、探索が可能な人がいるのかあるいは権限があるのかどうか、確認した上で確実にご回答をいただけませんか。東京電力の敷地内ということはもちろん分かっていますけれども、現状じゃあ東京電力の敷地内だから出せないということで、あるいは東京電力の要請が必要ということと、公益性を考えた時にどちらが優先されるかというところを確認したいと思っています。可能でしょうか、そういったことを確認していただくことは。

A : (園田政務官) ちょっとおっしゃっておられる条件がちょっとよく私も把握できておりませんので、そういう意味では少し確認を、いろんな意味で確認をもう一度させていただきます。その上で今のご質問にはお答えをさせていただきたいと思います。

Q : よろしくお願ひいたします。そのまま記者会見の参加条件の方よろしくお願ひします。東京電力からもし今のライブカメラの設置に関して補足がありましたら是非お願ひします。

A : (東電) ライブカメラの設置に関しましては、ご要望は承っておりますので今後、今のカメラ、システムのほかどういったところにつけるかについては検討を進めていきたいと思ひますけれども、今のところは増設等の予定はご

ざいませぬ。それから、先ほどご質問のあった免震重要棟との遠隔監視の画像でございますが、こちらはすいません写真ではございませぬで、9月10日の土曜日に公表させていただいた原子炉注水システムの設置運用状況という動画の最後の方に映っておりますので、そちらの方をご確認ください。

Q：分かりました。9月10日ですとまだ完成していない状況だと思うんですけども。

A：（東電）一部使っているところから映したものでございます。

Q：現在表示されているパラメータというんでしょうか、表示されているものとその9月10日の公開時点で表示されているものってどのくらい異なりますか。

A：（東電）9月10日に公表させていただいているのは、原子炉注水システムのポンプ等の運用状況でございますので、これに加えて現時点では水処理設備関係の状況が免震重要棟で把握することができるようになっております。

Q：映像の数というんでしょうか、カメラの数でいうと当時何個だったのが今何個になってるんでしょうか。

A：（東電）そちらに関しましては把握できておりませぬので確認したいと思えます。

Q：よろしく願いいたします。ありがとうございます。

A：（園田政務官）参加条件ということでございますよね。

Q：参加条件と、参加条件が撤廃された時に専門家がここに来て質疑できるようになる、その国民的なメリット、利益と言うんでしょうか。国民主権として得られる結果、公益といったことの関連からお願いできればと思えます。

A：（園田政務官）専門家という観点で申し上げれば、政府内でも安全委員会、あるいは原子力委員会、様々なところに専門家の方がいらっしゃいますので、そういった点では私どもも専門家のご意見をいただきながら、そしてそれに対して様々な形で皆さま方にはご提供をさせていただいているということで

ございます。国民主権ということでご質問でございますけれども、国民主権というのがどういう形で佐藤さんがお使いなのか、ちょっと私には分かりかねますのでもう少し詳しく教えていただければと思います。

Q：一つ目の方、政府内で専門家の方がいらっしゃってやり取りしているところですけども、それは記者会見で質問する側に専門家の方がいるという状況とは違いますよね。そうでしたら例えばこの場で本当に専門家の方が入っていて、記者では正確に理解できないあるいは正確に質問が難しいような事柄についてちゃんとかみくだいて専門的な知識に基づいて、例えば松本さんと質疑したとしますよね。この場にいる人はわからないかもしれませんが、インターネットで中継されている以上は今七尾さん何人見えますか、ニコニコ動画ですと。4万2千人ですから、4万2千人の中の10人ですとか100人ぐらいはここでやり取りされる本当に高度な専門的な話を理解できる人もいるはずなんです。そういった人たちがまた別途ブログを書くなりして記事、内容を次ここ質問しようかといったことが広がっていきますので、そういった状況を全体を含めて国民の知る権利、国民主権に深く関与する部分というふうに理解をしています。ただ今ここに入れるのが記者だけというような限定ですと、そこから先の展開が全くない状況ですから、まず専門家の方でも入れるように、具体的には専門家ということに限らなくてもいいんですけども、参加条件を1から9、撤廃していただければそういったように国民の主権、知る権利にかなり大きく貢献することができると考えています。

A：（園田政務官）そういった意味で申し上げれば、私どもが専門的な形を分かりやすくお伝えをするというのは大変重要なことだろうというふうに思いますので、そういった努力は心がけさせていただきたいというふうに思っております。用語の問題であるとか、あるいは専門的な中の科学的な話であるとか、そういったところも保安院あるいは文科省そして安全委員会並びに東京電力というところがここに共同でやらせていただいておりますので、そういった面ではもう少し皆さま方を通じて国民の皆さま方に分かりやすく提供させていただくよう、努力をしまいたいというふうに思っております。

Q：すいません、違和感と言いますかこれまでずっと感じていた違和感がやっとわかったような感じがするんですけども、園田さんもしかしてこの記者会見って政府の広報のためにやるとお考えですか。

A：（園田政務官）記者会見というのは基本的には私どもの広報の一環としてやらせていただいているものでございます。

Q：つまり園田さんのお考えですとこれまで例えば官房長官の会見に入れなかったんじゃないかというようなことを私も言ったりしましたけれども、その時に集計しているんじゃないかというようなことを園田さんの方はおっしゃっていました。つまり質問をする、それに答えるということがなくてもこの記者会見は成り立つという考えでいいんでしょうかね。要するに質疑全部なしで政府が一方的に政府、東京電力、保安院等が説明するだけ説明するからそれで記者会見の本体の方は終わりだというお考えなんですか。質疑の方はあくまでおまけ的なことなんですか。

A：（園田政務官）いやいや、決してそういうことを申し上げてるわけではなくて、こういった記者会見を通じて適宜適切な情報というものを皆さま方を通じて国民の皆さま方に広くお伝えをするというのがこの記者会見の役目、役割であろうというふうに考えておりますので、そういったところを政府としてもいろんな広報の在り方というのは考えさせていただいておりますけれども、これも一つの考え方として私どもから配信をさせていただいているということでございます。したがって、いつも私が情報提供というふうに申し上げているのはそういう意味でございます、その中で皆さま方の中で例えば今の状況がどうなっているであるとか、そういったことをより詳しくお聞きになりたいということで、そういった質疑のやり取りの中で分かりやすく噛み砕いて私どもも情報提供ができるように努めなければならないということは、先ほどのご質問にもお答えさせていただいたとおりでございます。

Q：分かりました。噛み砕く必要は正直ないので、分かる人が分かるように理解すればいい話なので、それでこの質問のメインのところ、専門家が来るのが困ったことだと思うのか望ましいと思うのか、その点についてお答えをいただけませんか。

A：（園田政務官）そういった意味では、参加基準にしたがって私どもは国民にお伝えをする方をそういう形でこの記者会見の中においてお願いをしているということでございます。

Q：別の言い方をすると、この記者会見、誰に伝えて欲しいか政府と東京電力が選ぶということではあるわけですね。

A : (園田政務官) はい、そのとおりでございます。

Q : 分かりました。伝えるものを誰に伝えて欲しいか選ぶということで了解をいたしました。それで以前させていただいている質問の回収よろしく願います。

A : (園田政務官) 失礼しました。対策室の関係でございました。まだ揃っておられないようでございますので、揃い次第お伝えをしたいと思います。

Q : 統合対策室、最近の様子の写真撮影、政府側で撮影して公表していただくということについてはどうでしょうか。

A : (園田政務官) 政府側というよりも、今東電にそのことができるかどうかを確認をさせていただいているところでございます。

Q : ありがとうございます。それと議事録ですとか費用処理関係なんですけれども、園田さんの方も相当忙しいこととしますので、私の方で入室取材してもいいということでしたらやりますので、入室の許可をいただけませんかでしょうか。

A : (園田政務官) それは先般もお伝えをさせていただいておりますけれども、入室については今の現段階で許可というのは出しにくい状況でございます。

Q : これは最終的に決定するのってどなたになりますか。これは統合対策室の入室取材全般について可能、不可能というのを決定権を持っているのは園田さんでいいんでしょうか。

A : (園田政務官) いえ、統合対策室でございます。

Q : ただ法的なものではないので、どなたが決定権者になっているのか明確なところってありますか。

A : (園田政務官) そういう意味では東京電力と政府統合対策室に入っている政府の人間で結論を得ることだろうと思います。

○フリー 木野

Q：度々すいません、フリーの木野ですけれども。支援チームの方に3つほどお願いしたいんですが、現在福島の特特定難勧奨地点の指定基準は多分空間線量で50センチで2マイクロだと思っんですけれども、これは南相馬ではこの基準で動いてるんですが、渡利の基準が同じ基準ではなくて、しかも子供、妊婦の違いを別にする基準がなくて、全体一律1メートルで3マイクロにしているようなんですけれども、この違いというのはどういう理由で違いが出ているんでしょうか。それから同じ渡利の地区なんですけど、現状空間線量を測られている中で地上50センチの数字というのが出ていないんですけれども、これはできれば公表していただきたいのですが、出ていない理由をご説明いただけますでしょうか。

それから同じく渡利、これも先日説明会をやった関係ですが、説明会でも出てたと思うんですが、全世帯の調査というのをしないようで、多分数件調査ただけでモデルケースという形で判断していると思うんですけれども、空間線量自体は1件1件全く数字が違うものなので、もし避難勧奨地点の選定をするのであれば、詳細な調査というのをすべきではないかと思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。なぜ詳細調査をしないで数件のモデルケースで地区全体を判断しているのかご説明をお願いいたします。

A：(支援チーム) 特特定難勧奨地点についてのご質問でございましたけれども、南相馬の場合はこれも実際に決めておりますのは現地本部、また市町村とがいろいろ協議、相談をしながらその地点について判断をしているわけがございますけれども、南相馬の場合、この線量のみならず線量が高いこの地点に例えばはさまれたところですか、また子供さん妊婦さんがいるようなところ、こういうところも指定をしているというところがまずございます。それに対して渡利との比較になるわけがございますけれども、渡利の場合は1,000何箇所かを実際に調べておまして、その中で線量が高かったのは2地点にとどまっていたということ、そしてその2地点というのが町の端っこに位置をするというようなこともあったということでもあります。渡利につきましてはそういうことで調査をした、調べた地点数というのが非常に多かったわけでありまして、全世帯やってないということではございません。その線量を2つ目のご質問としていただきました公表してないので公表して欲しいという点については、今公表状況をちょっと今確認できないので確認をしたいと思っいます。

Q：分かりました。次回の例えば合同会見等にそれは調べていただけますでし

ようか。

A : (支援チーム) 二点目のご質問についてでしょうか。調べますので、その結果についてどう対応できるのかちょっと分かりませんが、対応します。

Q : それから、南相馬は基準と言うのは地元も含めて決められたものということになるんですかね。

A : (支援チーム) 基準が地域で変わるものではありませんが、その地点としては先ほど申し上げたような事情もあって設定をしているということだと理解をしております。

Q : その地域によって数値が違うのは、これは政府の方では認識していらっしゃるのでしょうか、そうすると。

A : (支援チーム) 結果として、この指定をされた地点についてその数値に差は出てくるということだと思っています。

Q : そうすると、渡利の方ではなぜその数値、要するにそういったものは同じ空間線量であれば人によって影響が違ふとは思われないので、低い基準というものがもしあれば不安を取り除く意味でも予防的にはそちらに併せてやっていくべきものではないかと思うんですが、これはなぜ違うのでしょうか。

A : (支援チーム) 基準がどこかが低いということでは必ずしもありません。先ほど申し上げましたが、線量の観点で地点を指定します。決めた地点のそばとか間に子供さんの家があるとかそういったケースがあり得ますので、その子供さんの家を指定して、そこは結果として線量が低かったということはあるということでございます。それに対して、渡利の場合は線量が高かったところが非常に、先ほど申し上げましたが 1,000 箇所以上調べた中で 2 地点にとどまっているということ。そして、その 2 地点が町の端っこにあったということ。その 2 地点に挟まれるような家というのも特になかったということ。この 2 地点のみが対象になるのかどうかという論点に今なっていると、こういう違いがあるということなんです。

Q : すいません、ちょっと確認なんです。そうすると、南相馬の特定避難勧奨地点の指定基準と言うのは政府側ではいくつというふうに決めてらっしゃ

るのでしょうか。

A：（支援チーム）今、手元に資料がございませんので確認します。

Q：それから渡利の方も含めてそういった数値確認お願いできればと思います。

○司会

よろしいでしょうか。それでは以上で、本日の合同会見を終わりにさせていただきます。なお、次回の会見でございますけれども、今週の木曜日の16時半からを予定をしているところでございます。詳しくはまた改めてメールにてご案内をさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。